国土交通省設置法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)(附則第三十条関係)・・・・・・・・・・・・の競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成十八年法律第五十一号)(附則第二十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)(附則第二十七条関○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)(附則第二十六条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)(附則第二十五条関係)・・・・・・・・○厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)(附則第二十四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	○特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)(附則第二十三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)(附則第二十二条関係工作の言語ではません。)「「「「「「「「」」」」「「「」」」「「」」」「「」」」「「」」	○国祭会義等の誘致の足進及び開崔の円骨化等こよる国祭観光の辰興こ関する去津(平戎六年去津第七十九号)(附則第二十一条関∀○住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)(附則第十九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	則・第・二・	· · ·	•	一 十 二	_ •
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	十 ·		•	条 - 関 :	- •
· · · · · · 整 · · · · · · 備 · · · · · 等	条 · 関 ·		•	係	関 系 ・
・・・等に	係・		•	•	· ·
	•		•	•	
• • •			•		• •
114113112	111110	109108	3106	1031	01100

(注) 住民基本台帳法の下段(現行欄)後の条項を掲げたものである。

最低賃金法の一部を改正する法律(平成十九年法律第百二十九号)により改正された

(注) た後の条項を掲げたものである。 は、 建築士法等の一部を改正する法律 (平成十八年法律第百十四号) により改正され

(任務)	附則	第五節 海上保安庁 (第五十三条)	第四節 運輸安全委員会 (第五十二条)	第二款 地方支分部局 (第四十八条—第五十一条)	第一款 任務及び所掌事務 (第四十五条—第四十七条)	第三節 気象庁	第二節 観光庁 (第四十二条—第四十四条)	第一節 設置 (第四十一条)	第四章 外局	第四節 地方支分部局(第三十条—第四十条)	第三節 特別の機関(第二十七条―第二十九条の二)	第五款 運輸審議会(第十五条—第二十六条)	第四款 交通政策審議会 (第十四条)	第三款 社会資本整備審議会 (第十三条)	第二款 国土審議会(第七条—第十二条)	第一款 設置 (第六条)	第二節 審議会等	第一節 特別な職(第五条)	第三章 本省に置かれる職及び機関	第二節 国土交通省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)	第一節 国土交通省の設置(第二条)	第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務	第一章 総則 (第一条)	目次	改正案	
(任務)	附則	第五節 海難審判庁 (第五十三条)	第四節 海上保安庁(第五十二条)	第二款 地方支分部局 (第四十八条—第五十一条)	第一款 任務及び所掌事務 (第四十五条—第四十七条)	第三節 気象庁	第二節 船員労働委員会 (第四十二条—第四十四条)	第一節 設置 (第四十一条)	第四章 外局	第四節 地方支分部局(第三十条—第四十条)	第三節 特別の機関(第二十七条—第二十九条)	第五款 運輸審議会 (第十五条—第二十六条)	第四款 交通政策審議会 (第十四条)	第三款 社会資本整備審議会 (第十三条)	第二款 国土審議会(第七条—第十二条)	第一款 設置 (第六条)	第二節 審議会等	第一節 特別な職 (第五条)	第三章 本省に置かれる職及び機関	第二節 国土交通省の任務及び所掌事務(第三条・第四条)	第一節 国土交通省の設置(第二条)	第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務	第一章 総則(第一条)	目次	現行	

第四条 百十九~百二十三 百十八 百十二~百十七 百十一 航空事故及び航空事故の 百 九十六~九十九 七十六~九十五 十五. び治安の確保を図ることを任務とする。 百一~百十 十六~七十四 (所掌事務) \ 十 四 する事務 の原因並びにこれらの事故に伴 関すること。 かさどる。 、現に向けた施策の推進、 めの調査に関すること。 そのための社会資本の整合的な整備、 た被害の原因を究明するための調査に関すること。 汚染等をいう。第九十九号において同じ。)及び海上災害の防止に和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋 生した被害の原因を究明するための調査に関すること。 船舶事故及び船舶事故の 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 国土交通省は、 国土交通省は、 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号) 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆侯 (略) (略) (略) 略 前条の任務を達成するため、 国土の総合的かつ体系的な利用、 気象業務の健 兆 候 兆候の原因並びに航空事 0 い発生した被害の原因を究明するた 原因並 交通政策の推進、 全な発達並びに海上の安全及 びに 船 舶事 次に掲げる事務を 故に伴 第九条に規定 開発及び保全 が故に伴 観光立国の 発生 1 (昭 第三条 第四条 七十五 十五. 健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする 九十七~百 (略)九十六 船員の労働組合及び労働関係の調整に関すること。 百十一 航空事故の原因及び航空事故に伴 七十六~九十五 百十八~百二十二 百十二~百十七 百一~百十 十六~七十四 つかさどる。 ~十四 (略) そのための社会資本の整合的な整備、一条 国土交通省は、国土の総合的かつ (所掌事務) 明するための調査並びに航空事故の兆候についての必要な調査に関 ること。 すること。 故の兆候についての必要な調査に関すること。 に伴い発生した被害の原因を究明するための調 汚染等をいう。 和四十五年法律第百三十六号)第三条第十五号の二に規定する海洋 国土交通省は、 海洋汚染等(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 鉄道、 (略) 軌道及び索道に関する事故の原因並びにこれらの (略) 第百号において同じ。)及び海上災害の防止に関す 略 略 略 前条の任務を達成するため、 かつ体系的な利用、 交通政策の推進、 い発生した被害の 査並 次に掲げる事務を びにこれらの事 開発及び保全 気象業務の 原因を究

事 故

百二十四~百二十八 (略)

第六条 (略)

を含む。)の定めるところによる。
るものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げ2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通2

(略)	中央建築士審査会	(略)	名称
(略)	二号) 二号) 二号)	(略)	法律

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

·二 (略)

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)、船員法(年法律第七十二号)、造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)、設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)、本州四国連絡橋の建三 観光立国推進基本法(平成十八年法律第百十七号)、全国新幹線

に規定する事務百二十三年法律第百三十五号)第八条の百二十三 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第八条の

百二十四~百二十八 (略

第六条 (略)

を含む。)の定めるところによる。るものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律(これらに基づく命令省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げ前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより国土交通

(略)	航空・鉄道事故調査委員会	中央建築士審査会	(略)	名称
(略)	昭和四十八年法律第百十三号)航空・鉄道事故調査委員会設置法(二号) 二号) 建築士法(昭和二十五年法律第二百	(略)	法律

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一•二 (略)

設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法 臨時船舶建造調整法 年法律第七十二号)、 鉄道整備法 観光立国推進基本法 (昭和四十五年法律第七十一号)、 (昭和二十八年法律第百四十九号)、 造船法 (平成十八年法律第百十 (昭和二十五年法律第百二十九号)、 本州四国連絡橋の建 七号)、 (昭和五十六 全国新幹線 船舶職 員

業務法 昭和四一 昭和二 域 事項を処理すること。 和四十七年法律第百十 百 昭和二十四年法律第百二十一号)、 び 族 \mathcal{O} 律第六十 [十八号)、 -七号) 、臨海環境整備センター 介護を行う労働者の 小型船舶操縦者法 分野における男女の 勤労者 船員職業安定法 <u>十</u> +(昭和二十七年法律第百六十五号) Ė 号) 財 年法律第百号) 年 船員災害防 法律第百十三 港湾整備促進法(昭和二十八年法律第百七十号)、 産 形 成 勤 促 労青少 (昭和二 (昭和二十六年法律第百四十九号)、 -五号) 止活 進 福 均 温祉に関 法 等 法 | 号) な機 年 動 (昭和五十六年法律第七十六号) 、気象 昭 十三年法律 の規定によりその 福 0) 最 す 会及び 和 祉 促 低賃金 る法 育児 兀 法 進に関する法 港湾法 +(昭 -六年法: 律 休 待 法 :第百三 業 遇 和 (昭 平 及び海上交通安全法 \mathcal{O} 兀 (昭和二十五年法律第二 成三年法律第七十六号 介護休業等育児又は家 律 +和三十四年法律第百三 確 二十号)、 五年 権限に属させられた 保等に関 第九十二 律 昭: 法 -和 四 律第九十八号 - 号 船舶職員及 する法 水先法 + 年法 律 雇用 (昭 広

> 昭和四十七年法律第百十五号)の規定により象業務法(昭和二十七年法律第百六十五号) 広域 二百十八号)、 及び た 昭 事 項を処理すること。 臨海環境整備センター 和二十四年 小 型船 舶 操 港湾整備促 法律第百二十一号)、 縦 者 法 (昭 法 進法(昭 和二十六年法律第百四十 (昭 の規定によりその権限に属させら 和 (和二十八年法律第百七十号)、、港湾法(昭和二十五年法律第 五十六年法律第七十六号)、 及び海上交通安全法 九号)、 水先法 気 れ

2

略

第 十六条 組織 (略)

2 委員のうち二人は、 非常勤とする。

第 十九条

略

(委員の任期)

2 略

一十七条 略

2 省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは 前項に定めるもの 0 ほ か、 別に法律で定めるところにより国土交通 小笠原総合事務所

(委員の任期)

第十六条

(略)

組織

2

委員のうち四人は、

非常勤とする。

2

略

2 第十九条 (略

3 で引き続きその職務を行うものとする 委員の 任期が 満 7 たときは 当 該委員 は 後任者が任命されるま

第二十七

2 省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、 前項に定めるもの 0) ほ か、 別に法律で定めるところにより国土交通 次のとおりとする

計画の承認に係るものを除く。)、第百十一号(運輸安全委員会の行航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。)及び飛行轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。)、第百十号(四号、第百六号から第百八号まで、第百九号(飛行場に関する国の直第三十八条 地方航空局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第百(地方航空局)	3 (略)	(地方運輸局) (地方運輸局) (地方運輸局) (地方運輸局) (地方運輸局) (地方運輸局) (地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四十四条を除く。)、第十七号から第十九号まで、第二十一号から第二十三号を除く。)、第七十六号から第九十三号まで、第九十五号がら第九十三号まで、第四十六号(自動車車庫に係るものに限る。)、第七十二号から第九十三号まで、第五十二号から第九十三号まで、第五十二号から第九十三号まで、第五十六号及び第六号に掲定するものに対する援助に係るものに限る。)、第百十六号及び第六号に掲定する場合に対する援助に係るものに限る。)、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。 (地方運輸局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第四十四条第五十八号に掲げる事務を分掌する。	海難審判所小笠原総合事務所
計画の承認に係るものを除く。)、第百十一号(航空・鉄道事故調査・航空路、航空交通管制(航空路管制及び進入管制に限る。)及び飛行(「轄の土木施設の整備及び災害復旧に係るものを除く。)、第百十号(「四号、第百六号から第百八号まで、第百九号(飛行場に関する国の直(地方航空局)	2 (略)	(地方運輸局) 第三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四条第五等三十五条 地方運輸局は、国土交通省の所掌事務のうち、第四十六号(自動車車庫に係るものに限る。)、第七十二号から第七十四号まで、第七十五号(航空・鉄道事故調査委員会の所掌に高するものを除く。)、第七十五号(航空・鉄道事故調査委員会の所掌にあら第百号まで、第百十四号、第百十六号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。	とする。

の労働関係に係る不当労働行為に関する調査、審問の労働組合の資格審査及びこれに係る再審査に関すつかさどる。	観光の振興その他の観光に関する事務を
	- 第四十三条 現光庁は、現光立国の実見こ句けて、魅力ある現光也の移(任務) (任務) - (任務) - (一) - () - () - () - () - (
、職業の安定その他船員の保護を図ることを任務とする。係の公正な調整を図り、及び船員の労働環境の改善、福利厚生の充実第四十二条船員労働委員会は、船員が団結することを擁護し、労働関	第四十二条 観光庁の長は、観光庁長官とする。
(壬篣) 第二節 船員労働委員会	(長官) 第二節 観光庁
海難審判庁 海上保安庁 海上保安庁 おいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。 基づいて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。	
家庁を置く。 象庁を置く。 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通省に、気	海上保安庁 運輸安全委員会 可いて国土交通省に置かれる外局は、次のとおりとする。 が可に定めるもののほか、国家行政組織法第三条第二項の規定に基
大臣の所轄の下に、船員労働委員会を置く。 大臣の所轄の下に、船員労働委員会を置く。 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土交通	気象庁
2 (略)	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 3 事務を分掌する。 3 、第百十四号及び第百二十八号に掲げする援助に係るものに限る。)、第百十四号及び第二号に規定する調査に対う運輸安全委員会設置法第五条第一号及び第二号に規定する調査に対

2 並	二号まで、第百二十五号及び第百二十八号に掲げる事務を	1 m m7	七		いた	五.	坦	学		+r		生	年	41	±1.1			
前項に定めるもののほか、船員労働委員会の組織については、労働	委員会とする。	に係るものに限る。)を調査審議すること。昭和五十一年法律第三十四号)の施行又は改正に関する事項(船員	<u>45.</u>	定する重要事頁こ関し、国土交通大五こ意見をポと。	じて最低賃金に関する重要事項(船員に係るものに限る。)を調査権限に属させられた事項を処理するほか、国土交通大臣の諮問に応	昭和三十四年法律第百三十七号)の規定により	によりる	定法(昭和二十三年法律第百三十号)並びにこれらに基づく命令の者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)及び船員職業安)、育児休業	な機会及び待遇の確保等に関する法	成足隻法(昭和四十六年法津第九十二号)、雇用の分野こおける男勤労青少年福祉法(昭和四十五年法律第九十八号)、勤労者財産形	害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)、	弗 百	個別労働関係紛争の解決の!	方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十一四号) 労働限停調團治(町禾二十一年治律第二十五号) 均	、労働冑系開ളは、四口・一一三に書う、一元号)、に定めるもののほか、労働組合法(昭和二十四年法律第	あっせん、調停及び仲が	

第五節 海難審判庁	
第五十二条(略)	第五十三条(略)
第四節 海上保安庁	第五節 海上保安庁
	に基づく命令を含む。)の定めるところによる。 第五十二条 運輸安全委員会については、運輸安全委員会設置法 (これ
	第四節 運輸安全委員会
(所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (下間事事務) (下間事事務) (下間事事務) (下間、 (下間、 (下間、 (下間、 (下間、 (下間、 (下間、 (下間、	(所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (所掌事務) (の) にの) は、気象庁は、前条の任務を達成するため、第四条第十六号、第百十九号から第百二十二号及び第百二十八号に掲げる事務(海洋気象台の所掌に属するものを除く。) を分掌する。 (略) (の) を分掌する。 (略)
組合法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。	

(削る)	第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並然 第一条 この法律は、航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の防止並びに航空事故、鉄道事故及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を求める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故に伴い発生した被害の原因を究める運輸安全委員会を設置し、もつて航空事故等、鉄道事故等及び船舶事故等の原因並然 (目的)	第一章 総則		運輸安全委員会設置法	改正案
いう。)を置く。 第二条 国土交通省に、航空・鉄道事故調査委員会(以下「委員会」と (設置)	とを目的とする。 とを目的とする。 とを目的とする。 とを目的とする。 ともに、これらの事故が発生した場合における被害の軽減に寄与することもに、これらの事故の兆候について必要な調査を行わせるため航空ともに、これらの事故の兆候について必要な調査を適確に行わせるとの発生した被害の原因を究明するための調査を適確に行わせるととを目的とする。			航空・鉄道事故調査委員会設置法	現

「日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	6			第二条 (略)
		(ででいう。 (ででいう。 (でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	候 を *	十六条の二の国土交通省令で定める事態をいう。との法律において「航空事故の兆候」とは、機長が航行中他の航空第二条の二(略)

第一 二章 運輸安全委員会の設置 任務及び所掌事務並びに組織等

(設置)

第三条 「委員会」 規定に基 国家行政組 という。 いて 織 法 玉 を設置する。 土交通省の外局として (昭和二十三年法律第百二十号) 運輸安全委員会 第三条第二項 以 下

(任務)

第四条 ることを任務とする。 国土交通大臣又は原因関係者に対し必要な施策又は措置の実施を求め するための調査を適確に行うとともに、 に航空事故、 委員会は、 鉄道事故及び船舶事故に伴い 航空事故等、 鉄道事故等及び船舶事故等の原因並び これらの調 発生した被害の原因を究明 査の結果に基づき

(所掌事務)

第五条 さどる。 委員会は、 前条の 任務を達成するため 次に掲げる事務をつ ゕ゙

航空事故等の 原因を究明するための調査を行うこと。

(略)

鉄道事故等の原因を究明するための調査を行うこと。

(略)

船舶事故等の 原 因を究明するため の調 査を行うこと。

六 五 四 三 こと 船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査を行う

七 事故等の防止並びに航空事故、 通大臣又は原因関係者に対し勧告すること。 合における被害の 前各号の調査の結果に基づ 軽減のため講ずべき施策又は措置について国土交 き、 鉄道事故及び船 航空事 故 等 舶事故が発生した場 鉄道事故等及び船舶

(所掌事務)

第三条 委員会の所掌事務 は 次 のとおりとする。

航空事故の

原因を究明するための調査を行うこと。

三 航空事故の (略) 兆 候に 航空事 が故を防 止する観点から必要な調

査

五四 鉄道事故の原因を究明するための調査を行うこと。

(略)

を行うこと。

六 を行うこと。 鉄道事故の 兆候につい て鉄道事故を防止する観点から必要な調 査

施策について勧告すること。 にこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき 前各号の調査の結果に基づき、 航空事故及び鉄道事故の防止並び

七

第八条 (略) 2・3 (略)	員 員	(おきられた事務) 「おきののでは、とうでは、独立してその職権を行う。 を員会に属させられた事務 でき委員会に属させられた事務	
第六条 (略) 2・3 (略) 二 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることができない。 一 破産者で復権を得ないもの 二~四 (略)	員 員 長 の多	織 権	九 (略)

第十二条(略)(専門委員)	第十四条(略)(専門委員)
第十一条 (略) (給与)	第十三条(略)
第十条 (略) (服務)	第十二条 (略) (服務)
(名詞) 第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委 き、議決をすることができない。 3 (略) 3 (略) 第一項の規定により委員長及び四人以上の委員の出席がなければ、会 第本なす。	第四項の規定により委員長の職務を代理する常勤の委員は、委員長とき、議決をすることができない。
(会議) 2 (略) 第八条 国土交通大臣は、これらを罷免しなければならない。 当するに至つたときは、これらを罷免しなければならない。 (罷免)	(会議) 2 (略) 2 (略) 2 (略) (2 (略) (2 (略)) (2 (略) (2 (略)) (3 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4
2 (略) (任期) (任期)	後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
使用人その他の従業者	使用人その他の従業者

略) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第三章 事故等調査 (事務局) (事務局) (事務局) (事務局)	委員会規則を制定することができる。 するため、又は法律若しくは政令の特別の委任に基づいて、運輸安全第十六条 委員会は、その所掌事務について、法律若しくは政令を実施(規則の制定)	(職務従事の制限) (職務従事の制限) (職務従事の制限)
(事故等調査) (事故等調査) (事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に 三号までに規定する調査を行うものとする。 三号までに規定する調査を行うものとする。 「おける処分をすることができる。 「事故等調査)	4 事務局の内部組織は、国土交通省令で定める。 2・3 (略) 第十四条 (略)		(職務従事の制限) (職務従事の制限) (職務従事の制限)

船 船 舶 舶 の使 救 助に当たつ 用 者 船 舶に乗り た者その 組 他の h で 船 V` 舶 た者 事 故等 船 で関係な 舶 事故に際し人命又 者 以 下 船

,故等関係者」

とい

. う

から報告を徴すること。

三

兀 う。 鉄道事故等関係者若しく 以 ,故等の現場、 使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、 下 鉄 於道施設、 に質問すること。 関係物件」 船舶 航空機の という。 帳 簿、 は 使用者、 船 舶事故等関係者)を検査し、又は航空事故等関係者、書類その他の事故等に関係のある物件 鉄道事業者、 (以 下 軌道経営者又は船 「関係者」とい 航空

五~八 (略)

をさせることができる。 職員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第四号に掲げる処分3 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の3

しなければならない。を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示4 前項の規定により第二項第四号に掲げる処分をする者は、その身分

5 (略)

(調査等の委託)

第十九条 その <u>\f</u> 政 -法律第八十九号) 一行政法人をいう。 法人通則法 調査又は研究の実施に関する事務の一部 他の民間の 委員会は、 (平成十 団体又は学識 第三十四条の規定により設立された法人、 第二十三条において同じ。 事故等調査を行うため必要があると認めるときは 一年法律 経験を有する者に委託することができる 第百三号) 第二条第一項に規定する独 を、)、民法(明治二十九 独立行政法人(独立行 事業者

2·3 (略

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若 第十六条

帳簿、 者 いう。)を検査し、 務所その他の必要と認める場 事故等の現場、 (以 下 書類その他の事故 「関係者」という。 航空機 又は の使用 航空事故等関係者若し 等に関係)に質問すること。 所に立ち入つて、 者 のある物件 鉄道事業者又は軌道経営者の事 以下 航空機、 < は 鉄道事故等関 「関係物件」と 鉄道施設、 係

四~七 (略)

では、近のでは、できる。 一般員に前項各号に掲げる処分を、専門委員に同項第三号に掲げる処分3 委員会は、必要があると認めるときは、委員長、委員又は事務局の

しなければならない。
を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提4 前項の規定により第二項第三号に掲げる処分をする者は、その身

5 (略)

(調査等の委託)

第十五条の二 者その他の きは、 九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人、 る独立行政法人をいう。 立行政法人通則法 調査又は研究の実施に関する事務の一部を、 民間の 委員会は、 団体又は学識経験を有する者に委託することができ (平成十 第十八条において同じ。)、 事故等調査を行うため必要があると認めると 一年法律第百三号) 第二条第一項に規定す 独立行政法人(独 民法 (明治二十 事業

2 · 3 (略)

(事故等の発生の通報)

4 第十六条 国土交通大臣は、航空法第七十六条第一項若しくは第二項若

示

2 第 を知 条第 知 舶事故等に 行う場合にあ ときは、 たとき、 しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条 二 十 (国土交通大臣の援助 二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつ つたときは、 海上保安官 つたときは、 条 項 又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つた 0 直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。 規定により 国土交通大臣 いて報告があつたとき ては、 直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。 警察官及び 直ちに委員会にその旨を通 当該領事官 国土交通大臣 市町 船員法 村長は、 昭 は 0) 行う 和_ 又は船舶事故等が発生したこと 船舶事 同 法第十九条の規定により船 十二年法律第百号) き事務を日本 報しなけ 故等が発生したことを ればならない の領事官が 第百三 ならない。 国土交通大臣 一の援

生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければ生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければの二の規定により事故等について報告があつたとき、又は事故等が発しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条

援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の第二十二条 (略)

員に第十八条第二項第四号に掲げる処分をさせることができる。援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その

3

めるときは、その職員に第十八条第二項各号に掲げる処分をさせるこ4 国土交通大臣は、前項の規定による措置をとるため必要があると認

職員が処分をする場合について準用する。 第十八条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により

とができる。

(関係行政機関等の協力)

第二十三条 (略)

(原因関係者等の意見の聴取)

第二十四条 委員会は、事故等調査を終える前に、原因関係者に対し、「『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』』』』。

第十七条 (略) (国土交通大臣の援助)

員に第十五条第二項第三号に掲げる処分をさせることができる。援助を求められた場合において、必要があると認めるときは、その職2 国土交通大臣は、前項の規定により事故等についての事実の調査の

3 (略)

職員が処分をする場合について準用する。 第十五条第四項及び第五項の規定は、第二項又は前項の規定により

(関係行政機関等の協力)

第十八条 (略)

(原因関係者等の意見の聴取)

第十九条 委員会は、事故等調査を終える前に、当該事故等の原因に関

2 第 2 2 第 3 第 3 臣に勧告することができる。 した場合における被害の軽減の と認めるときは、 ならない。 般的関心を有するものについては、 上運送事業の用に供する船舶につい 鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等又は旅客を運送する海 航空事故等、 意見を述べる機会を与えなければならない。 した場合における被害の軽減のため講ずべき措置について原因関係者 一十七条 認めるときは 十六条 十五条 (報告書等) 船舶事故等の防止又は航空事 国土交 船舶事故等の防止又は航空事故、 原因関係者 前項の報告書には、 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機について発生した (略) 略 第四 通大臣 委員会は、 章 委員会は 旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供する O) 勧告及び意見の 勧告 その結果に基づ 0) その結果に基づ 事故等調査を終えた場合にお 事故等調 少 数意見を付記するものとする。 ため 故 査を終 陳 き き、 述 講ずべき施策について国土交通大 て発生した船舶事故等であつて一 鉄道事故若しくは船舶事故が発生 鉄道事故若しくは船舶事故が発生 前項の意見聴取会を開かなければ 航空事故等 えた場合に 航空事故等、 お 鉄道 いて、 鉄道事故等若しく 7 事 故等若しく 必要がある 必 要が ある 第二十一条 第 3 2 2 2 3 を有するものについては、 き施策について国土交通大臣に勧告することができる。 止又はこれらの事故が発生した場合における被害の軽減のため と認めるときは、 らない。 る鉄道若しくは軌道において発生した鉄道事故等であ 航空事故等又は旅客を運送する鉄道事業若しくは軌道事業の用に供す 係があると認めら (勧告) 十条 報告書等 前項の報告書には、 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機につ (略) 略 略 (略) 委員会は、 その結果に基づき、 れる者に 事故等調査を終えた場合にお 少数意見を附記するものとする。 前 対 į 項の意見聴取会を開かなければなら 意見を述べる機会を与えなければ 航空事故若しくは鉄道事故の防 て、 つて一般的関心

必要が

がある

ずべ

いて発生した

な

な

第二十二条第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした一 第十八条第二項第一号、第二号若しくは第三号、同条第三項又はに処する。	は五十万円以下の罰金に処する。第三十一条第十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又に罰則)	して、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。 項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由と第三十条 何人も、第十八条第二項若しくは第三項又は第二十二条第二(不利益取扱いの禁止)	第二十九条(略)(政令への委任)	第五章 雑則	て国土交通大臣又は関係行政機関の長に意見を述べることができる。舶事故が発生した場合における被害の軽減のため講ずべき施策につい事故等若しくは船舶事故等の防止又は航空事故、鉄道事故若しくは船第二十八条 委員会は、必要があると認めるときは、航空事故等、鉄道、意見の陳述)	求めることができる。
第四項の規定による報告の徴取に対し虚偽の報告をした者一 第十五条第二項第一号若しくは第二号、同条第三項又は第十七条に処する。	役又は五十万円以下の罰金に処する。第二十五条 第十五条の二第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲(罰則)	して、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。 項若しくは第四項の規定による処分に応ずる行為をしたことを理由と第二十四条 何人も、第十五条第二項若しくは第三項又は第十七条第二(不利益取扱いの禁止)	第二十三条(略)(政令への委任)		議することができる。	

第二十七条(略) 第二十二条第四項の規定 は第二十二条第四項の規定 は第十五条第二項第四号、同条第三項又は第二十二条第四項の規定 はる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を提出しない者 よる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 よる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 よる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 よる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 よる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 は変し、又は 第二十七条第四項の規定に まる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 大は 第二十二条第四項の規定に まる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 は変し、又は 第二十二条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 大は 第二十二条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 大は 第二十二条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は 大は 第二十二条第四項の規定に まる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 よる質問に対し虚偽の陳述をした者 よる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 まる処分に違反して物件を保全せず、又は移動した者 まる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる質問に対し虚偽の陳述をした者 まる質問に対しないまないます。 まる質問に対しないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな	第三十三条 (略) 第三十三条 (略) 第三十三条 (略)
同条第三項若しくは第二十二条第二項若 二 第十五条第二項第三号、同条第三項若しくは第十七条第二項若し	二 第十八条第二項第四号、同条第三項

第一章 総則	一部 2	改正案
第一章 総則	海難審判法目次	現

(懲戒)		三 船舶の安全又は運航の阻害 出船舶の構造、設備又は運用に関連した人の死傷	一 船舶の運用に関連した船舶又は船舶以外の施設の損傷第二条 この法律において「海難」とは、次に掲げるものをいう。	て海難の発生の防止に寄与することを目的とする。 国土交通省に設置する海難審判所における審判の手続等を定め、もつ海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先人に対する懲戒を行うため、第一条 この法律は、職務上の故意又は過失によつて海難を発生させた(目的)
の結論を明らかにしなければならない。 第四条 海難審判庁は、海難の原因について取調を行い、裁決を以てそ	第三条 海難審判庁の審判においては、左の事項にわたつて、海難の原第三条 海難審判庁の審判においては、左の事項にわたつて、海難の原	三 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。 二 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。	極没こ員傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の一 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外のしたものとする。	- し、以てその発生の防止に寄与することを目的とする。 第一条 この法律は、海難審判庁の審判によつて海難の原因を明らかに

(設置)	第一節 組織	第二章 海難審判所の組織及び管轄	は、審判を行うことはできない。第六条 海難審判所は、本案につき既に確定裁決のあつた事件について(裁決の効力)	することができる。 他の情状により、懲戒の必要がないと認めるときは、特にこれを免除第五条 海難審判所は、海難の性質若しくは状況又はその者の経歴その(懲戒免除)	2 (略) (地)	のであるときは、裁決をもつてこれを懲戒しなければならない。 型船舶操縦士又は水先人の職務上の故意又は過失によつて発生したも 者を含む。第八条及び第二十八条第一項において同じ。)若しくは小 第三条 海難審判所は、海難が海技士(船舶職員及び小型船舶操縦者法
		第二章 海難審判庁の組織及び管轄	は、審判を行うことはできない。 第七条 海難審判庁は、本案につき既に確定裁決のあつた事件について	がないと認めるときは、特にこれを免除することができる。性質若しくは状況又はその者の閲歴その他の情状に徴し、懲戒の必要第六条 海難審判庁は、第四条第二項に規定する場合において、海難の	② (略)	図 海難審判庁は、海難が海技士(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭図 海難審判庁は、海難が海技士(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭 無難審判庁は、海難が海技士(船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭 一次

		一〜五 (略) つかさどる。 (所掌事務) (所掌事務)	する懲戒を行うための海難の調査及び審判を行うことを任務とする。 (任務) (任務) (任務) (任務) 国土交通省に、特別の機関として、海難審判所を置く。
(国) 表官が、これを補する。 (国) 表別の (国) 表別の (国) 表別の (国) 表別の (国) 本方海難審判庁長官は、海難審判庁審判官又は海難審判庁理事官の (国) 経歴を有する者の中から、国土交通大臣が、これを任命する。 (国) 経歴を有する者の中から、国土交通大臣が、これを任命する。 (国) 表別の (国) 是) 表別の	第九条 海難審判庁は、地方海難審判庁及び高等海難審判庁の二とする。 ② 地方海難審判庁の名称、位置及び管轄区域並びに高等海難審判庁の 位置は、政令でこれを定める。 り扱わせるため、当分の間、沖縄県の区域内に、支部を設けることが できる。 できる。 で定める。	第	の防止に寄与することを任務とする。

第十三条 審判官は、独立してその職権を行う。 (職権の行使)	4 審判官及び理事官の定数は、政令でこれを定める。	(地方海難審判所) (地方海難審判所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、国土交通 (審判官及び理事官) (審判官及び理事官) (審判官及び理事官) (審判官及び理事官) (審判官及び理事官) (審判官及び理事官) (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。 (審判官及び理事官を置く。) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	条 海難審判所の長は、海難審判所長とし、審判官をもつて充てる、海難審判所長)
条 審判官(高等海難審判庁長官及び海難審判庁審判官をいう。	海難審判庁審判官及び理事官の定数は、政令でこれを定める。者の中から、高等海難審判庁長官がこれを任命する。海難審判庁審判官及び理事官は、政令の定める一定の資格を有する	- 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁の事務を掌る。 - 海難審判庁に海難審判庁審判官、海難審判庁副理事官及び海難審判庁事務官を置く。 - 理事官(海難審判庁理事官及び海難審判庁副理事官は、審判の請求につい では、第十六条第一項但書の規定により一名の海難審判庁審判官で行 では、第十六条第一項但書の規定により一名の海難審判庁理事官、必 - 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁理事官、海難審判 - 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁理事官、海難審判 - 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁理事官、海難審判 - 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁の事務を掌る - 海難審判庁事務官は、上司の命を受けて、海難審判庁の事務を掌る	等消費者半戸長官が、これる神であ

以下同じ。)は、独立してその職権を行う。

第十二条 削除

第十三条 以下同じ。 各海難審判庁 に海難審判庁書記を置き (高等海難審判庁又は地方海難審判庁をいう。 海難審判庁事務官の中から、

2 保管及び送達に関する事務を掌る。 海難審判庁書記は、 審判官の命を受け これを補する。 7 事件に関する書類の作成

高等海難審判庁長官が

第十三条の二 が 各海難審判庁の長 これを命ずる。 各海難審判庁に廷吏を置き (第九条の二第四項の支部長を含む。 海難審判庁の職員の中から 以下同じ。

2 廷吏は、 審判官の命を受けて 審判廷の秩序の維持に当る。

第十四条 命ずる。 に必要な学識経験を有する者の中から、 各海難審判庁に政令の定める員数の参審員を置き 各海難審判庁の長が、 その職務 これを

2 参審員は、 原因の 探究が 特に 困難な事件の審判に参加する。

3 の審判官と同一とする。 審判に参加する参審員の審判手続上の職務及び権限は、 審判長以外

第十四条の二 海難審判庁に 海難審判理事所を置く。

2 0 海難審判理事所は、 理事官の行う事務を統轄するための機関とする

3 る。 海難審判理事所の名称 位置及び内部組織は 国土交通省令で定め

第十五条 第二審の審判を行う。 地方海難審判庁は 第一審の審判を行い 高等海難審判庁は

第二節 管轄	Artel Later	は、国土交通省令で定める。第十五条。この節に定めるもののほか、海難審判所の位置及び内部組織(国土交通省令への委任)	する。		きる。	一つ審判官で構成する合議体で審判を行う旨の決定をすることがでいるが不適当であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、で海難審判所において、審判官は、事件が一名の審判官で審判を	。ただし、地方海難審判所においては、一名の審判官で審判を行う。 第十四条 海難審判所は、三名の審判官で構成する合議体で審判を行う (構成)
第十八条 削除	第十七条 削除		を審判長とする。 第一項本文、第三項及び前項の場合においては、審判官のうち一人で審判を行う。	官及び各海難審判庁の長の指定する参審員二名を以て構成する合議体二項に規定する事件については、第一項本文又は前項に規定する審判④ 各海難審判庁は、国土交通省令の定めるところにより、第十四条第	。 高等海難審判庁は、審判官五名を以て構成する合議体で審判を行う	② 前項但書の請求は、受審人の同意を得なければ、これをすることが	審判を行う。 審判を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判庁は、国土交通を行う。但し、簡易な事件については、地方海難審判庁は、国土交通第十六条 地方海難審判庁は、審判官三名を以て構成する合議体で審判

第十六条	(事件の
審判に付	管轄)

審判に付すべき事件のうち、

旅客の死亡を伴う海難その他の

らかでな の発生した地点を管轄する地方海難審判 国土交通省令で定める重大な海難以外の海難に係るものは 場合には その 海難に係る船舶の 所 (海難の発生した地点が明 船籍港を管轄する地方海 当該海難

難審判所 が管轄する。

2 開始の申立てを受けた地方海難審判所においてこれを審判する。 同 事件が二以上の地方海難審判所に係属するときは、 最初に審判 3 2

3 ろによる。 国外で発生する事件の管轄については、 国土交通省令の定めるとこ

(事件の移送)

第十七条 なければならない。 決定をもつてこれを当該事件を管轄する地方海難審判所に移送し 地方海難審判所は、 事件がその管轄に属しないと認めるとき

地方海難審判所に移送することはできない。 前項の規定により移送を受けた地方海難審判所は、

更に事件を他の

2

3 に係属したものとみなす。 第一項の場合には、 事件は、 初めから移送を受けた地方海難審判所

(管轄の

第十八条 海難審判所長に管轄の移転を請求することができる。 理事官又は受審人は、 国土交通省令の定めるところにより、

2 判上便益があると認めるときは、 海難審判所長は、 前項の規定による請求があつた場合において、 管轄を移転することができる。 審

> 第十九条 庁に属する。 ない場合には する地方海難審判庁に属する。 審判に附すべき事件の管轄権 そ 0) 海難に係る船舶の船籍港を管轄する地方海難審判 但し 海難 は の発生した地点が明らかで 海難の発生した地点を管轄

開始の甲立を受けた地方海難審判庁においてこれを審判する。 同一事件が二以上の地方海難審判庁に係属するときは、 最初に審判

国外で発生する事件の管轄については、 政令の定めるところによる

第二十条 は、 決定を以てこれを管轄地方海難審判庁に移送しなければならない 地方海難審判庁は、 事件がその管轄に属しないと認めるとき

2 地方海難審判庁に移送することはできない。 前項の規定により移送を受けた地方海難審 判庁は、 更に事件を他

3 係属したものとみなす。 第一項の場合には、 事件は 初から移送を受けた地方海難審判庁に

第二十 高等海難審判庁に管轄の移転を請求することができる。 条 理事官又は受審人は、 国土交通省令の定めるところにより

2 審判上便益があると認めるときは、 できる。 高等海難審判庁は、 前項の規定による請求があつた場合におい 決定を以て管轄を移転することが

第二十 きは、 判官は、 同項本文に規定する合議体で審判を行う旨の決定をすることが 条の二 事件が 一名の審判官で審判を行うに不適当であると認めると 六条第 項但書の規 定に より 名で審判を行う審

	第四章 審判前の手続	第二十三条 海事補佐人は、海難審判所長の監督を受ける。 (海事補佐人に対する監督)	2 (略) 第二十二条 (略) (海事補佐人の義務)	2 (略) はたときは、この限りでない。 がらこれを選任しなければならない。ただし、海難審判所の許可を受 第二十一条 補佐人は、海難審判所に海事補佐人として登録した者の中 (補佐人の要件等)	める行為に限り、独立してこれをすることができる。第二十条 補佐人は、この法律に定めるもののほか、国土交通省令の定(補佐人の権限)	第十九条 (略) (補佐人の選任)	第三章 補佐人	
第二十八条 海上保安官、管海官庁、警察官及び市町村長は、第二条各	第四章 審判前の手続	第二十七条 海事補佐人は、高等海難審判庁長官の監督を受ける。	② (略) 第二十六条 (略)	② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② (略) ② の中からこれを選任しなければならない。但し、海難審判庁の許可を 第二十五条 補佐人は、高等海難審判庁に海事補佐人として登録した者	める行為に限り、独立してこれをすることができる。 第二十四条 補佐人は、この法律に定めるものの外、国土交通省令の定	第二十三条(略)	第三章 補佐人	れを定める。

分をすることができる。	第二十六条 (略) 第三十一条 (略) (理事官の義務)	証拠を集取しなければならない。	(海難の発生の通報) 「海難の発生の通報) 「海難の発生の通報)	事官に報告しなければならない。 ことを認知したときは、直ちに、第二十九条 領事官は、国外で第二	理事官に報告しなければならない。をその事務別の別名地を管轄する地
することができる。理事官は、その職務を行うため必要があるときは、左の各		、直ちに、事実を調査し、且つ、証拠を集取しなければならない。つて審判を行わなければならない事実があつたことを認知したときは三十条 地方海難審判庁の所在地に駐在する理事官は、この法律によ		ならない。、直ちに、証拠を集取し、海難審判理事所の理国外で第二条各号の一に該当する事実があつた	理事官に報告しなければならない。をその事務所の所在地を管轄する地方海難審判庁の所在地に駐在する

第五章 審判	の申立てをした旨を受審人に通告しなければならない。 第二十九条 理事官は、国土交通省令の定めるところにより、審判開始 (通告)			恩又は過	ていては、香門開台の日本でとよるにはできない。 ればならない。ただし、理事官は、事実発生の後五年を経過し難審判所に対して、その者を受審人とする審判開始の申立てを務上の故意又は過失によつて発生したものであると認めたとき条 理事官は、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先開始の申立て)	2 (略) この他の関係行政機関に対して報告又は資料の提出を求めること。 の他の関係行政機関に対して報告又は資料の提出を求めること。 コートニ (略)
第五章 地方海難審判庁の審判	より、審判開始の甲立をした旨を受審人に通告しなければならない。② 理事官は、前項の場合においては、国土交通省令の定めるところに	。 は、その者を前条第二項の書面に受審人として示さなければならない人の職務上の故意又は過失によつて発生したものであると認めるとき第三十四条 理事官は、海難が海技士若しくは小型船舶操縦士又は水先	(3) 理事官は、事件について第一項の申立てをしなかつたときは、国土で通常ので定めるところにより、調査の結果を記載した報告書を作成を通省ので定めるところにより、調査の結果を記載した報告書を作成	らない。② 前項の申立ては、海難の事実を示して、書面でこれをしなければな② 前項の申立ては、海難の事実を示して、書面でこれをしなければな	開始の申立てをすることはできない。だし、理事官は、事実発生の後五年を経過した海難については、審判方海難審判庁に対して、審判開始の申立てをしなければならない。た第三十三条 理事官は、事件を審判に付すべきものと認めたときは、地	② (略)

三 国土交通大臣、運輸安全委員会、気象庁長官、海上保安庁長官そ2 海難審判所は、第一回の審判期日前においては、次の方法以外の方法により、証拠を取り調べることができない。 り調べることができる。 (証拠の取調べ)	陳述を聴かないで裁決をすることができる。ただし、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭しないときは、その第三十四条 裁決は、口頭弁論に基づいてこれをしなければならない。 (口頭弁論)	ることができる。 第三十三条 海難審判所は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋問す (受審人の尋問)	(審判長等の権限) (審判長等の権限)	第三十一条(略)(審判の公開)	開始する。
三 公務所に対して報告又は資料の提出を求めること。	ないときは、その陳述を聴かないで裁決をすることができる。 なければならない。但し、受審人が正当の理由なく審判期日に出頭し第三十九条 受審人があるときは、裁決は、口頭弁論に基いてこれをし	問することができる。 第三十八条 地方海難審判庁は、審判期日に受審人を召喚し、これを尋	維持するため必要な措置を執ることができる。② 審判長は、審判を妨げる者に対し退廷を命じその他審判廷の秩序を。。 。第三十七条 審判長は、開廷中審判を指揮し、審判廷の秩序を維持する	第三十六条 (略)	判を開始する。 第三十五条 地方海難審判庁は、理事官の審判開始の申立に因つて、審

空				<u></u>		91
第四十一条 本案の裁決には、海難の事実及び受審人に係る職務上の故	第四十条 裁決には、理由を付さなければならない。 (裁決の方式)	「審判開始の申立ての棄却」	第三十八条(略)(自由心証主義)	第三十七条(略)(証拠による事実認定)	は、宣誓をさせないことができる。 ただし、国土交通省令で定める者にり宣誓をさせなければならない。ただし、国土交通省令で定める方法によ翻訳をさせ、鑑定人に鑑定をさせ、通訳人に通訳をさせ、又は翻訳人に第三十六条 海難審判所は、前条第一項の証拠の取調べとして証人に証(宣誓)	とができない。
故 第四十三条 本案の裁決には、海難の事実及び原因を明らかにし、且つ	第四十二条 裁決には、理由を附さなければならない。	世 第四十一条 地方海難審判庁は、左の場合には、裁決を以て審判開始の 申立を棄却しなければならない。	第四十条の四(略)	第四十条の三(略)	には、宣誓をさせないことができる。	ることができない。 場所についての強制の処分をし、若しくはさせ、又は過料の決定をす所 ③ 地方海難審判庁は、勾引、押収、捜索その他人の身体、物若しくは

第四十八条 高等海難審判庁は、第二審の請求の手続がその規定に違反
り消すことができる。第四十七条理事官又は受審人は、裁決があるまで、第二審の請求を取
七日以内に限り、これをすることができる。 第二審の請求をすることができなかつたときは、その事由がやんだ後 は、その責に帰することのできない事由により、前項の期間以内に、 のできない事由により、前項の期間以内に、 のできるとができるとができるとができる者
家田し、受審人の明示した意 第一項の請求は、裁決の言
到 捕蛄入は、受審人のため、虫立して前頁の青枝をすることができる。 することができる。 土交通省令の定めるところにより、高等海難審判庁に第二審の請求を 男四十六条 理事官又は受審人は、地方海難審判庁の裁決に対して、国
第六章 高等海難審判庁の審判
項は、国土交通省令でこれを定める。
と認めるときは、その旨を明らかにすれば足りる。 りる。

。 第四十五条 前条第一項の訴えにおいては、海難審判所長を被告とする 第(被告適格)	(裁決の取消しの訴え) (裁決の取消しの訴え) (裁決の取消しの訴えは、東京高等裁判所の管轄に専属する (裁決の取消しの訴えは、東京高等裁判所の管轄に専属する (裁決の取消しの訴え) (裁決の取消しの訴え) (表決の取消しの訴え) (表決の取消しの訴訟の知知しの訴え) (表決の知知しの証) (表決の知知しの知知しの知知しの知知しの知知しの知知しの知知しの知知しの知知しの知知	第六章 裁決の取消しの訴え	Actr	htts:	http:	http:	
する。 第五十四条 前条第一項の訴においては、高等海難審判庁長官を被告と	④ 地方海難審判庁の裁決に対しては、訴を提起することができない。③ (略)郵項の訴は、裁決の言渡の日から三十日以内に、これを提起しなければならない。轄に専属する。轄に専属する。	第七章 海難審判庁の裁決に対する訴	除いて、第五章の規定を準用する。第五十二条「高等海難審判庁の審判については、この章に定める場合を	て更に裁決をしなければならない。第五十一条「高等海難審判庁は、前三条の場合を除いては、本案につい	決を以てこれを棄却しなければならない。 該当する場合において、審判開始の申立を棄却しなかつたときは、裁第五十条 高等海難審判庁は、地方海難審判庁が第四十一条各号の一に	ければならない。 立を棄却したときは、裁決を以て事件を地方海難審判庁に差し戻さな第四十九条。高等海難審判庁は、地方海難審判庁が不法に審判開始の申	したときは、裁決を以てその請求を棄却しなければならない。

(海技免状等の無効の告示) (業務停止の裁決の執行)	、これを国土交通大臣に送付しなければならない。第四十九条 免許の取消しの裁決があつたときは、理事官は、海技免状を取り上げおいて同じ。)若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免状を取り上げて維用する同法第七条第一項の承認証を含む。次条及び第五十一条に(船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第七項において読み替え(免許取消しの裁決の執行)	第四十八条 海難審判所の裁決は、理事官が、これを執行する。(裁決の執行者)	第四十七条(略)(裁決の執行時期)	第七章 裁決の執行	「裁判所の裁判において裁決の取消しの理由とした判断は、その事件のでは、海難審判所は、更に審判を行わなければならないので、
第六十条(略)	送付しなければならない。 送付しなければならない。 (船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第七項において読み替えの船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第七項において読み替え第五十九条 免許の取消しの裁決があつたときは、理事官は、海技免状	官が、これを執行する。 方海難審判庁の裁決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する理事方海難審判庁の裁決は、当該地方海難審判庁の所在地に駐在する理事第五十八条 高等海難審判庁の裁決は、海難審判理事所の理事官が、地	第五十七条(略)	第八章 裁決の執行	第五十五条 削除 第五十五条 削除

第五十三条(略) 第六十四条の二 (略) (行政手続法の適用除外)	2 (略) 第五十二条 (略) 第六十四条 (略) (証人等の費用) (略)	ため講ずべ 長に対し、 第六十三条の	第八章 雑則 第九章 雑則	し、その勧告に基づいでの趣旨に従い必要なその趣旨に従い必要な第六十三条裁決による	の内容を公示しなければならない。③ 理事官は、国土交通省令の定めるに送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(定送付しなければならない。(に送付しない。(に送付しない。(に送付しないがはいるいない。(に送付しないがはいるいない。(に送付しないないないない。(に送付しないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	免状の無効を宣し、これを官報に告示しなければならない。状の無効を宣し、これきは、理事官は、その海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先は、理事官は、その海洋投資を表しては、理事官は、その海洋投資を表しては、
略)		き施策についての意見を述べることができる。その所掌事務の遂行を通じて得られた海難の発生の防止の二「高等海難審判庁は、国土交通大臣又は関係行政機関の「デ!		告に基づいて執つた措置について報告を求めることができ、必要があると認めるときは、前項の勧告を受けた者に対従い必要な措置を執らなければならない。 裁決による勧告を受けた者は、その勧告を尊重し、努めて	審判長は、勧告をする旨の裁決があつたときは、勧告書を にれを理事官に交付しなければならない。 にまで通省令の定めるところにより、勧告する旨の裁決ければならない。 に対しなければならない。	宣し、これを官報に告示しなければならない。は、その海技免状若しくは小型船舶操縦免許証又は水先免くは小型船舶操縦免許証又は水先免

処する。	ず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者四 海難審判所から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せ三 海難審判所の検査を拒み、妨げ又は忌避した者 は、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を尽さない者 一 海難審判所から証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として召喚を受いのに出頭しない者	海難審判所から受審人として再度の召喚を受け、正当の理由がなする。 六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料料)	他この法律の施行に関して必要な事項は、国土交通省令で定める。第五十五条 この法律に定めるもののほか、海難審判所の事務処理その(国土交通省令への委任) (行政不服審査法による申立て)
た者は、非訟事件手続法により、これを千円以下の過料に処する。第六十六条 第三十七条第二項の規定による審判長の命令に従わなかつ	ず、又は虚偽の記載をした帳簿書類を提出した者四 海難審判庁から提出を命ぜられた帳簿書類その他の物件を提出せ三 海難審判庁の検査を拒み、妨げ又は忌避した者け、正当の理由がないのに出頭せず、又はその義務を尽さない者二 海難審判庁から証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人として召喚を受いのに出頭しない者	海難審判庁から 以下の過料に処	第六十四条の三(略)

改

正

案

現

行

第八 場合において、 が 業担当労働者委員」という。)並びに公益を代表する委員のうち会長 定独立行政法人等担当労働者委員以外の委員(同項において「一般企 般企業担当使用者委員」という。)、労働者を代表する委員 兀 の作成、 これらの事務の処理には、 条の ;あらかじめ指名する十人の委員及び会長(同項及び第三十一条の二 法人等担当使用者委員以外の委員(第二十一条第一項において「一 |号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には おいて「一般企業担当公益委員」という。)のみが参与する。この 第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、 中央労働委員 中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事項は、 (会が第十条の斡 使用者を代表する委員のうち特定独立行 旋 員候補 者)委嘱 及び 第十八条第 のうち特 その 政 名 第

(争議行為の届出義務

第九条 働委員会又は都道府県知事に届け出なけ 争議行為が発生したときは、 その当事者は、 ればならない。 直ちにその 旨を労

(調停を行うべき場合)

第十八条 労働委員会は 次の各号の ず れかに該当する場合に、 調停

Ŧi. ぼ す事件につき、 別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは 厚生労働大臣又は都道府県知事から、 労働委員会

> 八 令で定める。 場合において、 があらかじめ指名する八人の委員及び会長(同項及び第三十一条の二 業担当労働者委員」という。)並びに公益を代表する委員のうち会長 定独立行政法人等担当労働者委員以外の委員 般企業担当使用者委員」という。)、労働者を代表する委員のうち特 政法人等担当使用者委員以外の委員(第二十一条第一項において「一 兀 簿の作成、 これらの事務の処理には、 条の おいて「一般企業担当公益委員」という。)のみが参与する。この 号の労働委員会の決議その他政令で定める事務を処理する場合には 第十二条第一項ただし書の労働委員会の同意、 中央労働委員会が第十条の 中央労働委員会の事務の処理に関し必要な事 使用者を代表する委員のうち特定独立行 斡 旋 員候補 (同項において「一般企 者の)委嘱 第十八条第 及び 項 その は、 政

(争議行為の届出義務

第九条 以 用を受ける船員に関しては地方運輸局長 働委員会又は都道府県知事 下同じ。 争議行為が発生したときは、)に届け出なけ ればなら (船員 法 ない。 その当事者は、 (昭 和 (運輸監理部長を含む) + 年法 直ちにその旨を労 1律第百 号 0 適

第十八条 を行う。 労働委員会は 次の各号の V ず れかに該当する場合に、 調停

(調停を行うべき場合)

一 〈 匹

Ή. ぼす事件につき、 特別の性質の事業に関するものであるために公益に著しい障害を及 公益事業に関する事件又はその事件が規模が大きいため若しくは 厚生労働大臣 (船員法の適用を受ける船員に関し

③ (略)		央労働委員会の意見を聴かなければならない。	② 内閣総理大臣は、前項の決定をした	第三十五条の二 (略)		に対して、調停の請求がなされたとき。
		ならない。	前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中			J き。
③ (略)	委員会。以下同じ。) の意見を聞かなければならない。	央労働委員会(船員法の適用を受ける船員に関しては、船員中央労働	② 内閣総理大臣は、前項の決定をしようとするときは、あらかじめ中	第三十五条の二 (略)	会に対して、調停の請求がなされたとき。	ては国土交通大臣。以下同じ。)又は都道府県知事から、労働委員

(光 型)) 目 オ・	一個名の音之に己言言之
改正案	現行
のとするときは、あらいこめ、交通政策審議会の義を至なすればなら④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしよ第六十条 (略)(労働時間)	(分とするときは、あるかごり、沿員中央労働委員会の義を承なすれば④ 国土交通大臣は、前項の国土交通省令の制定又は改正の立案をしよ②・③ (略)第六十条 (略)(労働時間)
ることができる。	発することができる。受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し必要な国土交通省令を働委員会の決議により、第六十条から第六十九条までの規定の適用を第七十三条 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労
国土交通省令を発することができる。 策審議会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必要な第七十九条の二 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、交通政	要な国土交通省令を発することができる。 中労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に関し必第七十九条の二 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、船員中
(就業規則の監督) 「就業規則の監督) 「成業規則が不当であると認めるときは、交通政策、 「成業規則が不当であると認めるときは、 で通政策 の、 の、 の、 で、その変更を命ずることができる で、その変更を命ずることができる で、 であると認めるときは、 で通政策 の、 で、 の、 の、 で、 の、 の、 で、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	じ。)の議を経て、その変更を命ずることができる。 委員会(船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会をいう。以下同変 国土交通大臣は、就業規則が不当であると認めるときは、船員労働第九十九条 (略)
争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条第に関する紛争(労働関係調整法第六条の労働争議及び個別労働関係紛第百二条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間に生じた労働関係	一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第百十二号)第四条第に関する紛争(労働関係調整法第六条の労働争議及び個別労働関係紛第百二条 国土交通大臣は、船舶所有者及び船員の間に生じた労働関係

されたものを除く。)の解決について、あつせんすることができる。理部長を含む。以下同じ。)が指名するあつせん員があつせんを委任読み替えられた同法第五条第一項の規定により地方運輸局長(運輸監一項の個別労働関係紛争であつて同法第二十一条第一項の規定により

(交通政策審議会等の権限)

及び労働基準法の施行又は改正に関する事項を調査審議する。第百十条 交通政策審議会等は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律

議することができる。 ② 交通政策審議会等は、船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建

(船員の申告)

ことができる。 あつせんを委任されたものを除く。)の解決について、あつせんする 読み替えられた同法第五条第一項の規定により船員地方労働委員会が

(船員労働委員会の権限)

する事項を調査審議する。 交通大臣の諮問に応じ、この法律及び労働基準法の施行又は改正に関第百十条 船員労働委員会は、労働組合法に定める権限を行う外、国土

することができる。 船員の労働条件に関して、関係行政官庁に建業

2

(船員の申告)

第百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令第百十二条 この法律、労働基準法又はこの法律に基がいて発する命令の法律、労働基準法又はこの法律に基づいて発する命令のできる。

② (略)

2

略

- 41 -

(船員労働委員の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会工の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会工の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会工の会長は三月に一回以上、地方審議会ができる。	第四章 交通政策審議会等への諮問等 第四章 船	、交通政策審議会の意見を聴かなければならない。 5 国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ 5 国土交通大臣第五十五条 (略) 第五十五条 (略) 第五十五条 (略) 第五十五条 (略)	附則 所則 所則 所則 所則 第五章・第六章 (略) 第四章 交通政策審議会等への諮問等(第九十五条) 第四章 船員労割 第一章~第三章 第二章~第三章 第二章》 第二章~第三章 第二章~第三章	改正案	
長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に第五十五条第五項に規定するもののほか、この法律の施行できる。要事項については、国土交通大臣は船員中央労働委員会は期間地方労働委員会の意見を聴かなければならないの第二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときは対策による所掌事務を行うため必要があると認めるときはが第二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときはが第二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときはが第二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときはが第二項の規定による所掌事務を行うため、船員中央労働委員会への諮問等)	船員労働委員会への諮問等	船員中央労働委員会の意見を聴かなければならない。国土交通大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ4 (略)	六章 (略) 員労働委員会への諮問等(第九十五条) 三章 (略)	現行	17.0

議を招集しなければならない。

ができる。

5 部会及び専門委員を置くこと

船員労働

() 写值系合治 (阳和二十四年) 治律第百七十四元) (村)	(傍線の音分に改団音分)
改正案	現
2 労働委員会は、中央労働委員会及び都道府県労働委員会とする。第十九条 (略) (労働委員会)	働委員会及び船員地方労働委員会とする。2 労働委員会は、中央労働委員会、船員中央労働委員会、都道府県労第十九条 (略) (労働委員会)
3 (略)	3 (略)
(中央労働委員会の委員の任命等)	(中央労働委員会の委員の任命等)
第十九条の三 (略)	第十九条の三 (略)
2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち四人については	2 使用者委員は使用者団体の推薦(使用者委員のうち六人については
定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三	·····································
十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。) 又	十九条の四第二項第二号及び第十九条の十第一項において同じ。) 又
有林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭	林野事業(特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭
二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業	二十三年法律第二百五十七号)第二条第二号に規定する国有林野事業
をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。)を行う	をいう。以下この項及び第十九条の十第一項において同じ。)を行う
国の経営する企業の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦	国の経営する企業の推薦)に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦
(労働者委員のうち四人については、特定独立行政法人の特定独立行	(労働者委員のうち六人については、特定独立行政法人の特定独立行
政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員(以下	政法人等の労働関係に関する法律第二条第四号に規定する職員(以下
この章において「特定独立行政法人職員」という。)又は国有林野事	この章において「特定独立行政法人職員」という。)又は国有林野事
業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章におい	業を行う国の経営する企業の同号に規定する職員(以下この章におい
て「国有林野事業職員」という。)が結成し、又は加入する労働組合	て「国有林野事業職員」という。)が結成し、又は加入する労働組合
)に基づいて、公益委員は厚生労働大臣が使用者委	益委員は厚生労働大臣が使用者委
る 可能に 別されば、 委員の同意を得て作成した	委員の同意を得て作成した
ちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。	ちから両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。
3~6 (略)	3~6 (略)

(地方調整委員)

第十九条の十 調整委員を置く。 に るあつせん若しくは調停又は第二十四条の二第五項の規定による手続おいて中央労働委員会が処理すべきものとして政令で定めるものに係 政 企 .参与させるため、 |業と国有林野事業職員との間に発生した紛争その他の事件で地方に 法 一人職員との間に発生した紛争、 中央労働委員会に、 使用者、 労働者及び公益をそれぞれ代表する地方 特定独立行政法人とその特定独立行 国有林野事業を行う国の経営する 第

2·3 (略)

(地方調整委員)

2 · 3 (略)

(船員労働委員会)

第十 大臣 都道 は 員 お 九条の十三 (特 いて同 それぞれ船員中央労働委員会 が行うものとする。 府県労働委員会並びに 定独立行政法人職員及び国有林野事業職員を除く。 船員法 関 昭 ては 和二 厚生労働大臣及び都道府県 十 この法律に規定する中央労働 船員地方労働委員会及び国土交通 年法律第百号) 0 知事 適用 0 を受ける船 下この 行う権限 委員会、 項

- 及び公益委員各五人をもつて組織する。
 人をもつて組織し、船員地方労働委員会は、使用者委員、労働者委員名、船員中央労働委員会は、使用者委員、労働者委員及び公益委員各七
- て、国土交通大臣が任命する。
 の推薦に基づいて、公益委員は使用者委員及び労働者委員の同意を得の推薦に基づいて、公益委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合

4

第五項、 に限る。 四項ただし書及び第六項、 条の四第二項 第三項及び第六項 第十九条の三第 央労働委員会及び都道府県労働委員会に関する規定 第十九条の十 第二十四条第二項 第十九条の六、 項から第四項まで及び第六項ただし書 (第十九条の三第六項ただし書を準用する部分 第十九条の十 第二十六条第二項並びに第二十七条の二十 第十九条の七第一 第二十四条の二 第一 一項及び第三 第一 項後段、 項 項 (第十 第二項、 第四項及び 前条第一 第十九 -九条の 第

2

(略)

第二十四条の二 (合議体等)

(略)

都道 労働委員会の管轄区域 に管轄するほか、 よる処分については 加入する労働組合に関する第五条第一 び 域 び当該政令で定める区域を管轄区域として並びに当分の間沖縄県の1 政令で定める地方運輸局にあ 処分 玉 国有林野事業職員の労働関係に係る事件のあつせん、 を管轄区域として」と、 「厚生労働大臣」 土交通大臣」 府県知事の (特定独立行政法人職員又は国有林野事業職員が結成し が所轄の と 二以上の都道府県」とあるのは とあるのは 第一 政令で定めるものに限る。 下に」とあるのは と読み替えるものとする。 十五条第 同条第六項 つては、 「国土交通大臣」 項中 項及び第十一 中 政令で定める区域を除く。 「各地方運輸局の管轄区域 都道府県知事」とあるのは 特定独立行政法人職員及 ٢ 条第一 につ 一以上の船員地方 前条第一 調停、 項 7 の規定に 項中 専属的 仲裁及 又は 区 及

臣」

とあるの

は

国土交通大臣」

بح

使用者委員又は労働者委員」

とあるの

は

船員中央労働委員会」

٢

同条第三項中

「内閣総理大

とあるのは

船員中央労働委員会の委員」

ح

第十九条の十

第一

項

大臣」

とあるのは

国土交通大臣」

لح

使用者委員及び労働者委員

公益委員にあつては両議院

あ

つては中央労働委員会の同意を得て

以上」とあるのは

「三人以上」と、

第十九条の七第二項中

「内閣総理

この場合において

三の規定を除く。 について準用する。

は

船員中央労働委員会及び船員地方労働委員会

第十九条の三第五項中

七人

5 前条第五項の規定は 船員中央労働委員会の公益委員につ V` ・て準用

第二十四条の二

略

(合議体等)

2 (略)

3 の規定は、 する合議体で、 審査等を行う。 船員中央労働委員会は 船員中央労働委員会について準用する。 審査等を行うことができる。この場合において、 ただし、 会長が指名する公益委員五人をもつて構成 公益委員の全員をもつて構成する合議体で

3 0 とができる。この場合において、 る公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、 都道 規定は、 審査等を行う。 府県労働委員会は、 都道府県労働委員会について準用する。 ただし、 条例で定めるところにより、 公益委員の全員をもつて構成する合議 前項 (第一号及び第四号を除く。 審査等を行うこ 会長が指名す 体で

4 立てを除 用する場合を含む。 四項及び第二十七条の十二第一項 二十七条の四第一項 により準用する場合を含む。 又は提出 含む。)、第二十七条の七第一 数人の公益委員に審査等の手続 労働委員会は、 された物件を留め置く部分を除き、 次項において同じ。 前三項の規定により審査等を行うときは、一人又は において同じ。)の全部又は一部を行わせることが)の規定による処分並びに第二十七条の二十の申衆の十二第一項(第二十七条の十七の規定により準 (第二十七条の十七の規定により準用する場合を)、第二十七条の十第二項並びに同条第 項(当事者若しくは証人に陳述させ、 (第五条第一項、 第二十七条の十七の規定 第十一条第一項、 第

5

告訴 訟 の取扱い等)

第二十七条の二十三 場合を含む。 る地方調整委員がした処分を含む。 により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表す る訴訟について、 法第三条第二項に規定する処分をいい、 4件訴 訟法第十一条第 次項において同じ。 当該都道府県を代表する。 都道府県労働委員会は、 項 (同法第三十八条第一項において準用)の規定による都道府県を被告とす 次項において同じ。 第 一十四条の二第四項の規定 その処分 (行政)に係る行政 事 事件訴訟 する

2

:政手続法の適用除外)

第 二十七条の二十五 労働委員会がする処分 (第二十四条の二第四項の

> 4 とができる。 る公益委員五人又は七人をもつて構成する合議体で、 の規定は、 審 都道府県労働委員会は、 査等を行う。 この場合において、 都道府県労働委員会について準用する。 ただし、 条例で定めるところにより、 公益委員の全員をもつて構成する合議 第二項(第一号及び 審査等を行うこ 第四号を除く。 会長が指名す

5 除く。 場合を含む。)の規定による処分並びに第二十七条の二十の申立てを び第二十七条の十二第一項 準用する場合を含む。)、第二十七条の十第二項並びに同条第四項及 出された物件を留め置く部分を除き、 条の四第一項 公益委員に審査等の手続 る場合を含む。 、第二十七条の七第一項 労働委員会は、 次項において同じ。 (第二十七条の十七の規定により準用する場合を含む。 の規定により審査等を行うときは、 前各項 (第五条第一項、 (第十九条の (当事者若しくは証人に陳述させ、 (第二十七条の十七の規定により準用する の全部又は一 第二十七条の十七の規定により 十三第四項の規定により準用 部を行わせることができる 第十一条第一項、 一人又は数人の 第二十七 又は提

6

第二十七条の二十三 都道府県労働委員会は、 る訴訟について、 場合を含む。 事件訴訟法第十一条第一項 る地方調整委員がした処分を含む。 により公益委員がした処分及び同条第六項の規定により公益を代表す 法第三条第二項に規定する処分をいい、 (抗告訴 訟の取扱い等 次項において同じ。 当該都道府県を代表する。 (同法第三十八条第一)の規定による都道府県を被告とす 次項に 第 おいて同じ。 一十四条の二第五項 その 項におい 処 分 行)に係る行政 て準用する 政 事 の規定 件 訴

2

(行政手続法の適用除 外

第二十七条の二十五 労働委員会がする処分 (第二十四 |条の 二第五項 0)

平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(規定により公益委員がする処分及び同条第五項の規定により公益を代

(不服申立ての制限)

きない。

きない。

は、昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることがで法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることがで表する地方調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代第二十七条の二十六 労働委員会がした処分(第二十四条の二第四項の

平成五年法律第八十八号)第二章及び第三章の規定は、適用しない。表する地方調整委員がする処分を含む。)については、行政手続法(規定により公益委員がする処分及び同条第六項の規定により公益を代

(不服申立ての制限)

きない。

さない。

は、昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることがで法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることがで表する地方調整委員がした処分を含む。)については、行政不服審査規定により公益委員がした処分(第二十四条の二第五項の第二十七条の二十六 労働委員会がした処分(第二十四条の二第五項の

〇 最似复分冠(昭和 三十四年 沒有第百三十七号) (抄)	(傍線の音分に改山音分)
改正案	現行
(船員に関する特例)	(船員に関する特例)
第三十五条 (略)	第三十五条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。) は、賃金	3 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、賃金
の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船	の低廉な船員の労働条件の改善を図るため、船員の生計費、類似の船
員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認め	員の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認め
きは、交通政策審議会又は地方運輸局に	船員中央労働委員会又は船員地方
意見を聴いて、船員に適用される特定最低賃金の決定をすることがで 議会(以下「交通政策審議会等」という。)の調査審議を求め、その	に適用される特定最低賃金の決定をすることができる。
4 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による交通政策審	4 第十条第二項及び第十一条の規定は、前項の規定による船員労働委
議会等の意見の提出があつた場合について準用する。この場合におい	員会の意見の提出があつた場合について準用する。この場合において
て、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み	、同条第二項中「地域」とあるのは、「事業若しくは職業」と読み替
替えるものとする。	えるものとする。
5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三	5 国土交通大臣又は地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)は、第三
項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項	項の決定をする場合において、前項において準用する第十一条第二項
の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項	の規定による申出があつたときは、前項において準用する同条第三項
の規定による交通政策審議会等の意見に基づき、当該特定最低賃金に	の規定による船員労働委員会の意見に基づき、当該特定最低賃金にお
おいて、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間に限つて	いて、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間に限つて猶
猶予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。	予し、又は最低賃金額について別段の定めをすることができる。
6 第十条第二項の規定は、前項の規定による交通政策審議会等の意見	6 第十条第二項の規定は、前項の規定による船員労働委員会の意見の
の提出があつた場合について準用する。	提出があつた場合について準用する。
7・8 (略)	7・8 (略)
第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権	第三十六条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権
る事項は、交通政策	る事項は、船員労働

第三十七条 とができる。 ついて専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くこ 交通政策審議会等に、必要に応じ、一定の事業又は職業に

2 調査審議を求められたときは、 交通政策審議会等は、最低賃金の決定又はその改正の決定について 最低賃金専門部会を置かなければなら

ない。 5 | 4 | 3 \ \ \

3

第二十五条第五項及び第六項の規定は、

交通政策審議会等について

準用する。

第三十七条 ができる。いて専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くこと 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業につ

2 査審議を求められたときは、 船員労働委員会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調 最低賃金専門部会を置かなければならな

大臣が任命する。 最低賃金専門部会の委員は、 政令で定めるところにより、 国土交通

第二十五条第三項の規定は、 最低賃金専門部会について準用する。

用する。 第二十五条第五項及び第六項の規定は、 船員労働委員会について準

変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、交通政策審4 国土交通大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による2・3 (略) (船員災害防止規程の認可)	2 (略)	2 (略)	2 (略)	改正案
変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、船員中央労4 国土交通大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による第二十七条 (略) (船員災害防止規程の認可)	2 (略) 3 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	2 (略)	2 (略) 3 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	現行

○船員災害防止活動の促進に関する法律

(昭和四十二年法律第六十一号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

議会の意見をきかなければならない。

(交通政策審議会への諮問等)

第六十三条 の施行又は改正に関する事項を調査審議する。六十三条(交通政策審議会は、国土交通大臣の諮問に応じ、この法律

2 土交通大臣に建議することができる。 交通政策審議会は、 船員災害の防止のための活動の促進に関し、

(船員中央労働委員会への諮問等)

第六十三条

2

国土交通大臣に建議することができる。

玉

働委員会の意見をきかなければならない。

改正案	現行
(船員に関する特例)	(船員に関する特例)
第二十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一	第二十条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一
項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して	項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関して
は、第六条第一項、同条第四項(同条第六項において準用する場合を	は、第六条第一項、同条第四項(同条第六項において準用する場合を
含む。)、同条第五項(同条第六項及び第七条第三項において準用す	含む。)、同条第五項(同条第六項及び第七条第三項において準用す
る場合を含む。)、第七条第三項及び第十九条中「厚生労働大臣」と	る場合を含む。)、第七条第三項及び第十九条中「厚生労働大臣」と
あるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準	あるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準
用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審	用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労
議会」と、第十三条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通	働委員会 と、第十三条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国土
省令」とする。	交通省令」とする。

改正案	現
(船員に関する特例)	(船員に関する特例)
第十六条 船員法の適用を受ける船員(以下この条において「船員」と	第十六条 船員法の適用を受ける船員(以下この条において「船員」と
いう。)に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣	いう。)に関しては、第四条第一項中「厚生労働大臣、内閣総理大臣
及び国土交通大臣(内閣総理大臣にあつては」とあるのは「国土交通	及び国土交通大臣(内閣総理大臣にあつては」とあるのは「国土交通
大臣及び内閣総理大臣(内閣総理大臣にあつては、」と、「貯蓄に係	大臣及び内閣総理大臣(内閣総理大臣にあつては、」と、「貯蓄に係
る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係	る部分に、国土交通大臣にあつては勤労者の持家の取得又は改良に係
る部分に」とあるのは「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四	る部分に」とあるのは「貯蓄に係る部分に」と、同条第三項及び第四
項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五条、次条並び	項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第五条、次条並び
に第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と	に第十九条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と
、第四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「労	、第四条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)中「労
働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、次条第二項中「厚	働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、次条第二項中
生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。	「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。
2~5 (略)	2~5 (略)

0 育児休業、 介護休業等育児又は家族 介護を行う労働 者 \mathcal{O} 福 祉 に関 する法 律 (平成三年法律第七十六号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

(船員に関する特例)

改

正

案

第六十条(略)

2 項、 号口並 第三項 条第二項及び第三項 に第三項、 とあるのは あるのは 条第一項若しくは第 項第二号及び第十九条第四項第三号中 項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」 る」とあるのは 律第四十九号) 交通省令」と、 第二十一条第一 て準用する場合を含む。 若しくは第二項の規定により休業する」とあるのは (これらの規定を第十八条第 条及び 第三項並びに第四項第一号(これらの規定を第二十条第一項にお 一項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。 第九条第二項第 第十六条の二第二項、 びに第三項、 第二号及び第四 、等に関しては、 第五十五条から第五十八条までの規 第五十八条並びに前条中「厚生労働省令」とあるの 第二号並びに同項第三号並び 国 第七条 「第三項第 土交通大臣 第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業 第九条第二項第三号中 項第三号及び第二項、 「船員法 (第十三条において準用する場合を含む。 第十二条第三項、 二項の規定により作 一号及び第三項、 (第十四条第三項において準用する場合を含む。 項、 一号」と、)並びに第十 ٢ 昭 一条第三号から第五号まで、 第十九条第一 第六条第 和二十二年法 一項におい 第五十 -七条中 第十五条第三項第一号及び第四 項第二号及び第三号 第二十三条並びに第三十九条第 に同条第三 第二十三条、 九条第五 第十一条第二項第一号及び第二 「労働基準法第六十五条第一 「労働基準法 項第二号及び第三号、 て準用する場合を含む。)」 業に従事 律第百号) 定中「厚生労働大臣 第三 項、 一項及び しな 一とあるのは「国土第二十条第二項、 と 項 「船員法第八十七 (昭和二十二年法 第 第五 第八十七条第 第四 第十五条第三 一号、 条第二項 (第十二条 項) 並 び 第二十 第二項 第十 第八 ے ح 号 項 す 11

(船員に関する特例)

現

行

第六十条

略

2 十七条、 項、 第三項 条第二項及び第三項 とあるのは 条第一項 条第一項若しくは第 若しくは第二項の規定により休業する」 項第二号及び第十九条第四項第三号中 項若しくは第二項の規定により作業に従事しない」 る」とあるのは 律第四十九号) 交通省令」と、 第二十一条第一 て準用する場合を含む。 号ロ並びに第三項、 に第三項、 第二項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。 (これらの規定を第十八条第 、第九条第二項第 いるのは 条及び第五十五条から 第三項並びに第四項第一号(これらの規定を第二十条第一項にお 第十六条の二第二項、 (等に関 第二号及び第四 第五十八条並びに前条中 「国土交通 第七条 二号並びに同項第三号並び 「第三項第一号」と、 して 項第三号及び第二項、 第六十五 第九条第二項第三号中 「船員法 は、 (第十三条において準用する場合を含む。 大臣 第十二条第三項、 二項の規定により 一号及び第三項、 (第十四条第三項において準用する場合を含 項、 第二条第三号から第五号まで、)並びに第十 第五十八条までの規 条第一項若しくは第二項の規定により休業す _ と (昭和二十二年法律第百号) 第十九条第一項第二号及び第三号、 第六条第 一項におい 第五十 「厚生労働省令」 -七条中 第二十三条並びに第三十九条第 に 作 九条第五項、 第十五条第三項 項第二号及び第三号 第二十三条、 第十一条第二項第一号及び第 「労働基準法第六十五条第一 「労働基準法 とあるのは 同条第三 業に従事 て準用する場合を含む。)」 定中 第三 「厚生労働大臣 しない」と、 交び と 項 とあるの 第二十九条、 第二十条第二項、 「船員法第八十七 (昭和二十二年法 第八十七条第 第五 第一号、 第一号及び第四 第四 第十五条第三 **一条第二** 項 は 第二項 第十 国土 第 項 五. び

」とする。
「中東第二号及び第二項」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。)政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」と、第五十八条中「都道の項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働

都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第五十八条中「一項第二号及び第二項」とあるのは「並びに第二十三条」と、「労働

)」とする。

- 56 -

雇 用 0 分野における男女の 均等, な機会及び 待遇 0 確 保等に 関 する法 律 昭 和四 十七年法律第百 十三号) (抄)

0

(傍線の部分は改正部分)

(船員に関する特例)

改

正

案

第三十一条 四項 業に従事しなかつたこと」と、 二十二年法律第百号) 省令」と、 二条及び第二十九条第二項中 項において準用する場合を含む。 前三条中 を含む。 ては、 紛争調整委員会 第二十九条第二項中 同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは 号)第六十五条第一 条第二項、 「交通政策審議会」と、 (運輸監理部長を含む。 項 に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関 同 第四条第一項並びに同条第四項及び第五項 のあつせん員候補者名簿に記載されている者のうち 条第六項、 「厚生労働大臣」とあるのは 第九条第三項中 第十一条第三項及び第十三条第三項において準用する場合 船 第十条第一項、 員職業安定法 (以下 項の規定による休業を請求 第十条第二項、 「都道府県労働局長」とあるのは 第八十七条第一 「委員会」) 」 と、 第六条第二号、 「労働基準法 (昭 第十一条第二 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九「厚生労働省令」とあるのは「国土交通 第十七条第一 和二十三年法律第百三十号) 第十八条第一 という。 中「労働政策審議会」とあるのは 第十一条第三項及び第十三条第三 項又は第二項の規定によつて作 「国土交通大臣」と、 第七条、 項、 _ 項、 とあるの 項中「第六条第一 第十三条第二項 第十八条第一項 第九条第三項、 (同条第六項、 又は同 「地方運輸局長 「船員法 は 項若しくは 第二十 第四 第六条第 から指名 金びに (昭 第十 第十 及び · 条第 項 和 \mathcal{O} 局

の規定は、適用しない。を受けて調停員が行う調停については、第十九条から第二十七条まで2 前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により指名

する調停員」とする。

3 前項の調停の事務は、三人の調停員で構成する合議体で取り扱う。

(船員に関する特例)

現

行

第三十一条 係紛争の 四項 ては、 下「委員会」という。 及び第二十九条第二項中 て作業に従事しなかつたこと」と、 昭和二十二年法律第百号) くは同条第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは 十九号)第六十五条第一項の規定による休業を請求し、 交通省令」と、 第十二条及び第二十九条第二項中「厚生労働省令」とあるのは「国: 項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるの 前三条中 を含む。 条第二項、 「船員中央労働委員会」と、 項に規定する船員及び同 「委員会に調停を委任する」 長 (運 (同条第六項、 第四条第 `` 「輸監理部長を含む。 解決の促進に関する法律第六条第 「厚生労働大臣」とあるのは 第十一条第三項及び第十三条第三項において準 船員職業安定 第十条第一項、 第九条第三項中 項並びに同条第四項及び第五項 第十条第二項、)に調停を行わせる」とあるのは 法 「都道府県労働局長」とあるの 第八十七条第一 項に規定する船員になろうとする者に関 とする。) | |と 昭 第六条第二号、 第十一条第二 和二十三年法律第百三十 「労働基準法 第十七条第一 第十一条第三項及び第十三条第三 第十八条第一 「国土交通大臣」と、 項、 項又は第二項 項の紛争調整委員会 第七条、 (昭和二十二年法律第四 第十三条第二項並びに 項、 (同条第六項、 項中 第十八条第一 第九条第三項、 の規定によっ 又は同項若 号) は 「個別労働関 「船員地方労 「船員法 用する場合 「地方運 第四 第六条第 条第 第十 項 輸 +: は

定は、適用しない。を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、前章第二節の規2前項の規定により読み替えられた第十八条第一項の規定により委任

の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合る前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会

4 5 条中 する。 地方運輸局長 れたときは、 員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは 第二十条から第二十七条までの規定は、 調停員は、 「委員会は」 この場合において、第二十条から第二十三条まで及び第二十六 その地位を失う。 破産手続開始の決定を受け、 (運輸監理部長を含む。 とあるのは「調停員は」 が置かれる地方運輸局 と 第二項の調停について準用 又は禁錮以上の刑に処せら 「当該調停員を指名した 第二十一条中「当該委 · (運輸

4

あるのは「合議体及び調停」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土節」とあるのは「第三十一条第三項から第五項まで」と、「調停」と

交通省令」と読み替えるものとする。

監理部を含む

بح

第二十六条中

「当該委員会に係属している」

第二十七条中「この

とあるのは

「当該調停員が取り扱つている」と、

のとする。 方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件に ると認めるときは において、 当該合議体は、 使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地 関係当事者からの申立てに基づき必要があ つき意見を聴くも

る。 省令」とあるのは 第四項」と、 会」と、第二十七条中「この節」とあるのは「第三十一条第三項及び 二十三条及び第二十六条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員 停について準用する。この場合において、 第二十条及び第二十二条から第二十七条までの規定は、 「調停」とあるのは 「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとす 「合議体及び調停」と、「厚生労働 第二十条、 第二十二条、 第二 項 第調

一項に規定	第二十一条	(船員に関	
.規定する船員及び同	船員職業安定法	(に関する特例)	改
に	昭		正
項に規定する船員になろうとする者に	(和二十三年法律第百三十号) 第六		案
る者に	第六		

員」とする。 府県労働局長」とあるのは っせん員候補 同 第三条、 項中 者名簿に記載されて 「紛争調整委員会」とあるの 第四条第一項及び第二項並びに第五条第 「地方運輸局長 いる者のうちから指名するあっせん は (運輸監理部長を含む。) 第 十 一項中 条第三項のあ 「都道 に関し

- 3 み替えられた第五条第 カュ せん員候補者三人以上 んを行わせるため 方運 ればならない。 一輪局長 (運輸監理部 一年ごとに 一を委嘱し 項の規定により指名するあっ 長を含む。 学識経験を有する者のうち あっせん員候補者名簿を作成してお は 第 項 せん員に \hat{O} 規定により読 からあ あ っせ **つ**
- 4 長」とあるのは とあるのは 委員会」とあるのは あっせん員又はあっ ん委員」とあり、 「その地位を失う」と、 .ついて準用する。この場合において、 第九条及び第十二条から第十九条までの規定は、 「あっせん員候補者 「あっせん員候補者名簿に記載されている者の 「当該あっせん員候補者名簿を作成した地方運輸局長 並びに第十二条第 せん員候補者」 あっせん員」 第十二条から第十五条までの規定中 と、 同条第一 ٢ ح 項 第九条第一 第十二条第 「当然失職する」とあるの 一項中「委員」 第十八条及び第十九条中 項 中 第二 項中 とあるのは 項 「委員」 0 「委員の あ 「あっせ いっせん とあ 「 会 は

現

行

条第

第二十一条 _ کر ては、 船員地方労働委員会にあっせんを委任する」とする。 府県労働局長」とあるのは 項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関し 員に関する特例 第三条、 同項中 船員職業安定法 「紛争調整委員会にあっせんを行わせる」 第四条第一項及び第二項並びに第五条第一項中「都道 「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。) (昭和二十三年法律第百三十号) とあるのは 第六条第

十九条までの規定は、適用しない。受けて船員地方労働委員会が行うあっせんについては、第六条から第前項の規定により読み替えられた第五条第一項の規定により委任を

3

- き意見を聴くものとする。 から当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につ 基づき必要があると認めるときは、 この場合において 員会の会長が事件ごとに指名する三人の 前項のあ んの 当 事 T該あ 務は せん委員は 公益委員のうち 使用者委員及び労働者委員 あ 紛争当事者から っせん委員によって から当該 船 員 の申 地 方労働 へのうち 立てに 行う。
- のは 船員中央労働委員会規則. を含む。 条中「都道府県労働局長」とあるのは 及び第十八条中 第二項のあっせんについて準用する。 第十二条第二項 「あっせん」と読み替えるものとする。) _ と 「委員会」とあるのは 同条及び第十九条中 第十三条及び第十五条から第十九条までの規定 کے 同条中 「厚生労働省令」 「地方運輸局長 「委員会及びあっせん」 「船員地方労働委員 この場合におい (運輸監理部 とあるの て、 会 第十七条 とある 同

5 労働省令」とあるのは「運輸局長(運輸監理部長扱っている」と、第十八 長 む。 都道府県労働局」とあるの (運輸監理部長を含む。)」と、 (運輸監理部長を含む) (略) 「当該委員会に係属して (運輸監理部長を含む。 第十七条中 | 理部長を含む。) 」と、同条及び第十九条中「厚生|| 第十八条中「都道府県労働局長」とあるのは「地方|| に属している」とあるのは「当該あっせん員が取り 「国土交通省令」と読み替えるものとする。 「委員会は」 は が置かれる地方運輸局 が置かれる地方運輸局(運輸監理部を含「当該あっせん員を指名した地方運輸局 第十四条中「当該委員会が置かれる とあるのは 「あっせん員は」と

5

略

部組織は、海上保安庁令で定める。	五〜二十九 (略) 四 海難の調査(運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。) 四 海難の調査(運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。) 一〜三 (略) 五〜二十九 (略)	() () () () () () () () () () () () () (
部組織は、海上保安庁令で定める。 第三十三条の二 第五条第二十五号の文教研修施設の名称、位置及び内	五~二十九 (略) 四 海難の調査(海難審判庁の行うものを除く。)に関すること。 四 海難の調査(海難審判庁の行うものを除く。)に関すること。 第二条第一項の任務を适成するため、 めに推り第五条 海上保安庁に 第二条第一項の任務を适成するため、 めに推り	現 は、等にはずし見りにあたぎなっちにり、現

○国家行政組織法

(昭和二十三年法律第百二十号)

抄)

〇特定 独立 行 政 法 人等 \mathcal{O} 労働関 係に関 する法 律 昭 和二十三年法律第二百 五十七号) 抄

(傍線の部分は改正部分)

(労働組合法との関係等)

改

正

案

第三条 (略)

2 審査 をもつて委員会の処分とすることができる。 関係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事件の 6 8 \mathcal{O} る場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員 られる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でない うちから会長があらかじめ指名した四人の委員全員により構成する れる場合は 中 |委員会を設けて事件の処理を行わせ、 央労働委員会 この限りでない。 (以 下 「委員会」という。 当該審査委員会のした処分 ただし、 は、 職 員に関 事件が重 処 する労働 と認め 三要と認 理 をす 2

3 (略

(特定独立行政法人等担当委員)

第 に規定する四人の委員 十九条の三第二項に規定する特定独立行政法人職員又は国いて「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。)並 いび じ た同項に規定する四人の委員 第三十三条第四号の委員会の決議、 人又は国 これらの事務の処理には、 一 十 五 員が結成し、 う。)、労働組合法第十 第三十四条第二項において「特定独立行政法人等担当公益委員」と め指名する四人の委員及び会長(次条第二 委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場 有 2独立行政法人等担当使用者委員」という。) 並びに同法第2定する四人の委員(次条第二項及び第二十九条第二項にお2林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命され労働組合法第十九条の三第二項に規定する特定独立行政法 委員会が次条第一項、 又は加入する労働組合の推薦に基づき任命され (次条第二項及び第二十九条第二項において「 公益を代表する委員のうち会長があら 第二十七条第三 次条第二項及び第二十九条第四 項、 一号及び第四号並び 第二十九条第二項 有林 %合には 発四項 た同 野事 項 業 及か に

(労働組合法との関係等)

現

行

第三条 (略)

5 められる場合その他審査委員会が処分をすることが適当でない をもつて委員会の処分とすることができる。 審査委員会を設けて事件の処理を行わせ、 のうちから会長があらかじめ指名した六人の委員全員により構 る場合には、会長及び第二十五条の規定に基づき公益を代表する委員 関 れる場合は 係について労働組合法第二十四条第一項に規定する事 中央労働委員会 この限りでない。 (以 下 「委員会」という。 当該審査委員会の ただし、 は、 職 員に 事 件が重 件の 関 した処分 処 する労働 成する と認め 一要と認 理 をす

(略

3

(特定独立行政法人等担当委員)

第二十五条 いう。)、労働組合法第十び第三十四条第二項におい に規定する六人の委員 十九条の三第二項に規定する特定独立行政 いて「特定独立行政法人等担当使用者委員」という。 た同項に規定する六人の委員 人又は国 じ 0) 第三十三条第四号の委員会の決議、 これらの事務の処理には、 め指名する六人の委員及び会長(次条第二 員が結成し、 委員会の同意その他政令で定める委員会の事務を処理する場 有林野事業を行う国の経営する企業の推薦に基づき任命さ 委員会が次条第一項、 又は加入する労働組合の推薦に基づき任命さ 項において「特定独立行政法 (次条第二項及び第二十九条第二項にお 九条の三第二項に規定する特定独立行政法 公益を代表する委員のうち会長があら (次条第二項及び第二十九条第二項 第二十七条第三号及び第四 次条第二項及び第二十九条第四 法人職員又は 項、 人等担当公益委員」と 第二十九条第二項 玉 並 並びに同じ 有 号 る合には いて「 た 同 並 法第 にお 事 び 項 業 n 及 カコ 項

める。 の場合において、委員会の事務の処理に関し必要な事項は、政令で定特定独立行政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。こ の場合において、 める。

(仲裁委員会)

第三十四条 (略)

2 うちから指名する三人の仲裁委員で組織する。 てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員の 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充

3

の場合において、委員会の事務の処理に関し公要な事質は、てこれに特定独立行政法人等担当労働者委員」という。)のみが参与する。こ

第三十四条

2 うちから指名する三人若しくは五人の仲裁委員で組織する。 てる仲裁委員又は委員会の会長が特定独立行政法人等担当公益委員の 仲裁委員会は、特定独立行政法人等担当公益委員の全員をもつて充

3

(仲裁委員会)

行の期間を定めてそれができる。ただし、できる。ただし、	一〜三 (略)	に海難について海難審判所が審判を開始したと の事由によつて発生した海難について海難審判庁が審判の者を戒告することができる。ただし、これら の停止を命じ、又はその者を戒告することができる。たを取り消し、二年以内の期間を定めてその業務 ときは、水先人の免許を取り消し、二年以内の期間を定民は、水先人が次の各号のいずれかに該当する 第五十九条 国土交通大臣は、水先人が次の各号のいずれががの各号のいずれ	改 正 案 現 行
-----------------------------	---------	--	-----------

により、観光庁長官にその旨を届け出なければならない。試験委員に3 機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところ 32 (略) 2 (略) 2 (報) 第十三条 (略) 第(試験委員)	変更を命ずることができる。	3 (略) 4 (3 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4 (4	第八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、観光庁長官が行う。 第(試験の執行)	改 正 案
により、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員、機構は、試験委員を選任したときは、国土交通省令で定めるところ(略)(・・・(略)(試験委員)	の変更を命ずることができる。	3 (略) ((八条 通訳案内士試験は、毎年一回以上、国土交通大臣が行う。(試験の執行)	現

変更があつたときも、 同 様とする。

4 験委員の解任を命ずることができる。 は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、 処分を含む。 観光庁長官は、)若しくは試験事務規程 試験委員が、この法律 に違反する行為をしたとき、 (この法律に基づく命令又は 機構に対し、 試 又

第十五条 (不正受験者の処分) 観光庁長官は、

る。 うとした者に対しては、 は、 前項の者に対しては、 その試験を停止 不正な手段により通訳案内士試験に合格しよ し、 又はその合格を無効とす 2

する。

2 観光庁長官 試験を受けさせないことができる。 三年以内にお いて期間を定め

3 を行うことができる。 試験事務の 実 施に関し第一 項に規定する観光庁 長官 I の 職 権 3

(機構がした処分に係る審査 請 求

第十六条 査法 を除く。 (昭和三十七年法律第百六十号))又はその不作為については、 機構が行う試験事務に係る処分 による審査請求をすることがで 観光庁長官に対し行政不服審 (試験の結果についての処分

(知識及び能力の 維 持向 上

第三十二条 (略)

2 \mathcal{O} 能力の維持向上を図るため、 他の措置を講ずるものとする。 観光庁長官及び都道 府県 知 必要に 事 は、 応じ、 通訳案内士として必要な知識及び 講習の実施、 資料の提供そ

通訳案内士の 寸

第三十五条 訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、 通訳案内士の 品位の保持及び資質の向上を図 り、 併せて通 観光

> に変更があつたときも、 同様とする。

は処分を含む。 又は試験事務に関し著しく不適当な行為を 試 験委員の解任を命ずることができる。 国土交通大臣は、試験委員が、この法律)若しくは試験事務規程に違反する行為をしたとき、 したときは、 (この法律に基づく命令又 機構に対し、

不正 受験者の 処 分

第十五条 ようとした者に対しては、 国土交通大臣は、 その試験を停 不正な手段により通訳案内士試験に合格 止 し、 又はその合格を無効と

め、 国土交通大臣 試験を受けさせないことができる。 は、 前項の者に対しては、 三年以内に お て期間を定

権を行うことができる。 機構は、 試験事務 の実 施 に関し第一項に規定する国土交通 大臣 0 職

(機構がした処分に係る審査 請 求

第十六条 審査法 を除く。 できる。 (昭和三十七年法律第百六十号))又はその不作為については、 機構が行う試験事務に係る処分 による審査請求をすることが 国土交通大臣に対し行政不服 (試験の結果につい ての処 分

(知識及び能力の 維 持向 上

第三十二条 略

2 その他の措置を講ずるものとする。 び能力の維持向上を図るため、 国土交通大臣及び都 道 府県知事 必要に応じ は、 通訳案内士として必要な知識及 講習の実施 資料の 提 供

通訳案内士の 寸 体

第三十五条 訳案内に関する業務の進歩改善を図ることを目的とする団体は、 通訳案内士の品 位の保持及び資質の向上を図り、 併せて 国土

助言若しくは勧告をすることができる。	きは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又は	3 観光庁長官は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要があると 3	2 (略)	V.°.	庁長官に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければならな
は助言若しくは勧告をすることができる。	ときは、第一項の規定による届出をした団体に対し、報告を求め、又	国土交通大臣は、通訳案内の適正な実施を確保するため必要がある	(略)	ない。	<u>交通大臣</u> に対して、国土交通省令で定める事項を届け出なければなら

(遵守事項等)	第十二条 (略) 3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行つたときは、その旨及きは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設の改善その他その是正のために必要な措置を講ずべきことを指示することができる。 ができる。 び当該指示の内容を観光庁長官に通知しなければならない。 び当該指示の内容を観光庁長官に通知しなければならない。 (施設の維持等)	3 (略) の変更を指示することができる。 (料金及び宿泊約款) (料金及び宿泊約款)	」という。)が行う登録を受けることができる。十条の規定により観光庁長官の登録を受けた者(以下「登録実施機関第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二(ホテルの登録)	改正案
(遵守事項等)	3 都道府県知事は、前項の規定による指示を行つたときは、その旨及ときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設のときは、当該登録ホテル業を営む者に対し、当該登録ホテルの施設のとができる。とができる。 とができる。 (略) (施設の維持等)	3 (略) (料金及び宿泊約款)	関」という。)が行う登録を受けることができる。十条の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録実施機第三条 ホテル業を営んでいる者は、ホテルごとに、第十九条及び第二(ホテルの登録)	現行

第十三 略

- 講ずべきことを指示することができる。 テルの施設の管理の方法の改善その他その ていないと認めるときは、 土交通省令で定める事項 観光庁長官又は 都道 府 を 県 当該登録ホテル業を営む者に対し、登録ホ)遵守していないため外客の利便が確保され 知 事 は、 登 ホ 是 テル業を営 正のために必要な措置を [む者 1 が 前 項 0) 国
- 3 び当該 都道 指 府県知事は、 示の 内容を観 前項の 光庁 規定による指示を行つたときは、 長官に通知しなけ ればならない。 その旨及

4

(登録 0) 取消し

第

(略)

2 した登録実施機関に対し、 く命令又は第十一条第二項、 きことを命ずることができる。 規定による指示に違反したときは、 観光庁長官は、 登録 ホテル業を営む者がこの法 その 第十二条第二項若しくは第十三条第二項 理由を示し 当該登録 て、 その登録を取り ホテルについて登録を 律、 この法律に基づ が消すべ 2

3

. 登録実施機 関の 登 要件等

第二 録をしなければならない。 した者 掲げる要件の 国土交通省令で定める。 (以下この項及び次項に 観光庁長官は、 すべてに適合しているときは、 前条の規定により登 この 場合に おい て「登録申請者」という。 おい て、 録 登録 その登録 実施機関 に関して必要な手 実施機関 0 登録 を申請 が次 の登

(略)

2 は、 観光庁長官は、 その登録をし てはなら 登 録 申 請 者が次の 各号 0 1 ず れかに該当する場合に

3

略

2 国土交通省令で定める事 ホテルの施設の管理の れていないと認めるときは、 を講ずべきことを指示することができる。 国土交通大臣又は 都道 方法の改善その他その 項を遵守していないため外客の利便が確保さ 府 県 当該登録ホテル業を営む者に 知 事 は、 登 録 ホ 是 テル業を営 正 のために必要な措置 む 対 者 が 前 登 録 項 0

び当該指示の内容を国 都道府県知事は、 前 土 項の規定による指示を行つたときは、 一交通 大臣に通 知しなけ ればならない。 その 旨 及

4

3

登 0) 取

十六 条 録 消し 略

をした登録実施機関に対し、 項の規定による指示に違反したときは、 づく命令又は第十一条第二 きことを命ずることができる。 国土交通大臣は、 登録 ホテル業を営む者がこの 項、 その理 第十二条第二項若しくは第十 由を示して、 当該登録ホテルについて登録 その登録を取り 法 律、 この法律に基 -三条第1 消

3

(登 録 実施 機 関 0 登 録 0) 要件 · 等)

第二十条 手続は、 登録をしなければならない。この場合に 次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、 請した者 国土交通省令で定める。 国土交通大臣 (以下この項及び次項において 上は、 前条の規定により登 おい 「登録申請者」という。 て、 録 登録に関して必要 その登録実施機関の 実施機関の 登録を申 <u>)</u> が な

(略)

2 には、 国土交通大臣は、 その登録をしてはならない 登 録 申 請 語者が次 0 各号 0 1 ず れかに該当する場合

略

3

略

(登録実施機関の登録の公示等)

条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務の開始第二十二条 観光庁長官は、登録実施機関の登録をしたときは、第二十二

の日を公示しなければならない。

、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。 項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに2 登録実施機関は、第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事

示しなければならない。 3 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公

(登録実施事務規程)

第一 する事 に関する料金その他の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関 二十四条 観光庁長官に届け 項について登録 同様とする。 登録実施機関 出なけ :実施事務規程を定め、 は、 ればならない。 登録 実施事務の実施 これを変更しようとすると 登録実施事務の開 方法、 登録実施事務 始前に

適合命令)

びでする。 これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し、第二十六条 観光庁長官は、登録実施機関が第二十条第一項各号のいず

(改善命令)

善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法の改ていると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定による第二十七条 観光庁長官は、登録実施機関が第二十三条の規定に違反し

登録実施機関の登録の公示等

十条第三項第二号から第四号までに掲げる事項及び登録実施事務の開第二十二条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録をしたときは、第二

2 登録実施機関は、第二十条第三項第二号から第四号までに掲げる事始の日を公示しなければならない。

、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに

公示しなければならない。 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨

3

(登録実施事務規程)

ときも、同様とする。
、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするする事項について登録実施事務規程を定め、登録実施事務の開始前に関する料金その他の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関第二十四条 登録実施機関は、登録実施事務の実施方法、登録実施事務

(適合命令)

とができる。
、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずるこずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録実施機関に対し第二十六条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十条第一項各号のい

(改善命令)

改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。る登録実施事務を行うべきこと又は登録の方法その他の業務の方法のしていると認めるときは、その登録実施機関に対し、同条の規定によ第二十七条 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十三条の規定に違反

登 録 実 施 事 務 0 休 廃 止

第二十八条 あら 又 、は廃止しようとするときは、 かじ その 録 実 旨 施 を 機 観 関 光庁 は、 長官 登 録 玉 1土交通 に 実 届 施 け 事 出 省 務 なけ 令で定めるところにより、 0 全 れば 部 文 ならない。 は 部 を休 止 Ļ

2 略

(登録 実 施 機 関 0 登 0 取 消

第三十条 なけ 一号に該当するに至つたときは、 ればなら 観光庁長官 は、 登 録 実 施 その 機 関 が第二十条第二 登 録 実 施 機 関 0 登 項 第一 録 を取 号又は第 ŋ 消 さ 第

2 事務の は、 その登録実施機 光庁長官は、 全部若しくは 登録 関の 実 部 0 登 施 停 録 機 を取 止 関 を が 命ずることが ŋ 次 消 0 ľ 各 号 又は 0 いず できる。 期 間 れ を定め かに該当するとき て 登 録 実施

5 五. 略

3 部の停止を命じ録を取り消し、 観光庁長官は、 止を命じたときは 又は同 第 項 項 0 若 その 規 L 定に < 旨 は より を 前 公示 項 登 0 L 録 規 実施 定 な によ け れば 事務 り ならな の全部若 登 録 実 施 しく 機 関 は \mathcal{O} 登

観 光庁長 食によ る登 録 実 施 事 務 \mathcal{O} 実 施

第 機関に 実 録実施機関が天災その より登録実施機関の 止又は廃止の き 施することが困 登 第二十八条第 録実 条 対し登録実 **施事** 観光庁 ·務の 届出 1難と 施事 が 長官は、 全 部 登 あったとき、 項の なっ 他の 務の 又 録 を取り は 規定による登録 全部 たとき、 事 登録 部 由 を自ら行うことが 若 消 実 に Ļ ょ しくは一 前条第一 施 その り 機 又は 登 関 他 録 実 0 必 実 部 同 項 施 登 の停 要があると認 施 項 若しくは 事 録 事 0 務 を受けた者が できる。 止 規 の全部又は 務 . の全. 定に を命じたとき、 第 より 部 又は めるときは 項の規定に 登 1 録 部 な 実施 の休 いと 部 登 を

2 きは は 同 光庁 項 \hat{O} その旨を公示し 規定により 長官は 前 項 行 なけ 0 つている登 規 れば 定により なら 録 寒施事 登 録 実施 務を行わないこととすると 事務 を行うこととし、

又

登 録 実 施 事 務 0 休 廃 止

第 あらかじ 又は 二十八条 廃 止しようとするとき め、 登 そ 録 0) 実 旨 施 を 機 玉 関 土 は 交通 は、 登 大臣 玉 録 土 実 交通 施 に 届 事 け 省令で定めるところにより、 務 出 0 なけ 全 部 ればならない。 又 は 部 を 休 止 Ļ

2

(登録 実 施 機 関 \mathcal{O} 登 録 \mathcal{O} 取 消

L

等

さなけれ 三十条 第三号に んばなら 該当するに至 玉 土 交通 ない。 大臣 上は、 つたときは、 登 録 実 施 その 機関 登 が第二十 録 実 施 機関 条 第 \mathcal{O} 項 登 第 一録を取 号又は ŋ 消

きは、 施事務の全部若しく 国土交通 その登録 大臣 正は、 実施 は 機 登 関 録 部 0 実 \mathcal{O} 登 施 停 録 機 止を 関 を取 が 命ずることができる。 ŋ 次 の各 消 į 号 又は 0 いず 期間 れ を定 かに該当すると 8 登 録 実

2

略

3 登録を取り消し、 部の停止を命じたときは、 国土交通大臣 は、 、又は同 第一 項 項 の規定により登 若 その旨 しくは を公示 前 項 の規 L 録実施事務 なけ 定 により登 ħ ば なら の全部若し 最実 施 機関 Š \mathcal{O}

国土 交通 大 臣 よる登 録 実 施事 務 \mathcal{O} 実 施

第三十一条 とき、 は、 を実施することが困 施機関に対し登 により登 休止又は廃止の 登録実施機関が天災その 登録実施 第二十八条第一項の規定による登録実施事務 一録実施機関の登 国土 事務 最実施 届出 交通 の全 「 が あ 大臣 難となつたとき、 部 事 又は は、 つたとき、 他 務 録 の全部 \mathcal{O} を 事 登 取り消し、 部 由 録 により登 実 を自ら行うことができる 若しくは 施機 前 その 条第 又は同 関 の登 他 録 一項若しくは第 実施 部の停止を命じたとき、 必要があると認 項の 一録を受けた者 事 規定により 務 の全部又は \mathcal{O} 全部 項の 又 が は 登 るとき 規定 録 部の な 部 実

2 ときは、 又は同 国土交通大臣 項の その旨を公示しなけ 規定により行 は 前 項 0 0 て 規 れば いる登録実施事 定 により登 なら 最実 務 施事務を行うこととし、 を行 わないこととする

3 る登録実 観 光庁長官が、 施 事 務の引継 第 配ぎその 項 0 規 定により登 他 0 必 要 な 事 録 項 実施事務 は 玉 土交通省令で定め を行う場合におけ

る。

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

善に関し勧告することができる。 又は登録旅館(以下「登録ホテル等」という。)の施設又は経営の改があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテル第三十三条 観光庁長官は、第一条に規定する目的を達成するため必要 第

(情報の提供)

う努めるものとする。
、登録ホテル等その他の外客宿泊施設に関し必要な情報を提供するよ第三十四条 観光庁長官は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るため:

(情報提供事業実施機関の指定)

(情報提供事業実施規程)

及び提供の方法その他国土交通省令で定める事項について情報提供事第三十八条 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理

3 ける登録実施 \Diamond る。 国土交通大臣 事 が、 務 の引 第一項 継ぎそ の規定により登録 Ō 他 0 必要な事 項 実施事務を行う場合にお は 玉 土交通省令で定

(施設及び経営の改善の勧告並びに資金のあつせん)

ル又は登禄旅館(以下「登禄ホテル等」という。)の施設又は経営の要があると認めるときは、登録ホテル業等を営む者に対し、登録ホテ第三十三条 国土交通大臣は、第一条に規定する目的を達成するため必

改善に関し勧告することができる。ル又は登録旅館(以下「登録ホテル等」という。)の施設又は経営の

する。 録ホテル等の施設又は経営の改善に要する資金をあつせんするものとがあると認めるときは、当該登録ホテル業等を営む者に対し、当該登国土交通大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、必要

(情報の提供)

よう努めるものとする。め、登録ホテル等その他の外客宿泊施設に関し必要な情報を提供する第三十四条 国土交通大臣は、外客の宿泊に関する利便の増進を図るた

(情報提供事業実施機関の指定)

定することができる。

「大を情報提供事業実施機関(以下「情報提供機関」という。)として指案に行うことができると認められるときは、その申請により、当該法案に規定する事業(以下「情報提供事業」という。)を適正かつ確認三十五条 国土交通大臣は、登録実施機関の登録を受けている法人が

(情報提供事業実施規程)

及び提供の方法その他国土交通省令で定める事項について情報提供事第三十八条 情報提供機関は、登録ホテル等に関する情報の収集、整理

- を変更しようとするときも、同様とする。 業実施規程を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これ
- 2 うために必要な事項に関し るときでなければ、 登録ホテル等に関する情報の収 観光庁長官は、 前項 同項の 0 認可の 認可をしてはならな 観光庁長官が定める基準 集、 申請に係る情 整理及び提供を適正 提 供 に適合すると認め 事業実施規程 かつ確実に行 が、 2
- 提供機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。供事業の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、情報3 観光庁長官は、第一項の認可をした情報提供事業実施規程が情報提 3

(事業計画等)

第三十八条の二 た日 業計 ときも 観光庁長官の認可を受けなければならない。 0 画及び収支予算を作 属する事業年度に 同様とする。 情報提供 :成し、 あつては、 機関は、 当該事業年度の 毎事業年 その指定を受けた後遅滞なく) 度、 これを変更しようとする 開 情報提供事業に係る事 始 前 に (指定を受け `

2 提出しなければならない。 収支決算書を作成し、 情報提供 機関は、 毎事業 当該事業年 年 度、 度の終了後三 情報提供 事 業 一月以内に観光庁 に係る事業報告書及び 長官に

(監督命令)

な命令をすることができる。 認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必要第三十八条の三 観光庁長官は、この法律を施行するため必要があると 第

(指定の取消し等)

第三十九条 三十条第 れたときは、 一項又は第 観光庁長官は、 その指定を取 二項の 情報 り消さなけ 規定により登録 提 供 機関 ればならな 0 実施 指定を受けて 機関の登録を取り消 いる法 人が第 さ

2

観光庁長官は、

情報提供

機関

が次の各号の

れを変更しようとするときも、同様とする。業実施規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

認めるときでなければ、 行うために必要な事項に関し 登録ホテル等に関する情報の収 国土交通大臣 は、 前 項の 同項の認可をしてはならな 認 玉 可 I土交通· の申請に係る情 集、 大臣が定める基準に 整理及び提供を適正か 報提 供 事 · 業 実 適合すると **火施規程** 確実に が

報提供機関に対 提供事業の 国土交通大臣は、 適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、 į これを変更す 第一 項の認可をした情報提 べきことを命ずることができる。 供事業実施 規 程 が 情 情 報

(事業計画等)

第 国土交通大臣の認可を受け た日の属する事業年度にあ 業計画及び収支予算を作成し、 三十八条の二 るときも 同様とする。 情報提供 機 なければならない。 つては、 関 以は、 当該事業年度の開始前に 毎 その指定を受けた後遅滞なく)、 事業年度、 これを変更しようとす 情 報提供事業に係る事 (指定を受け

に提出しなければならない。 収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣2 情報提供機関は、毎事業年度、情報提供事業に係る事業報告書及び

(監督命令)

要な命令をすることができる。と認めるときは、情報提供機関に対し、情報提供事業に関し監督上必第三十八条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要がある

(指定の取消し等)

いずれかに該当するとき 2 第三十九条 第三十条第 国土交通大臣は、 れたときは、 国土交通大臣は、 一項又は第二項の規定により登 その指定を取り消さなければならない。 情報提供機関 情報提 が次の各号の 供機関の指定を受けて 録実施機関の いずれかに該当すると 登 一録を取 いる法人が ŋ 消

くは一部の停止を命ずることができる。は、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の全部若し

一~五 (略)

たときは、その旨を公示しなければならない。
又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命じ3 観光庁長官は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し、

(指定法人)

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

の申請により、同項に規定する事業を行う者として指定することが
にする事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、
民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規
民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規
を図ることを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向上

2 (略)

(改善命令)

の改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、そ第四十二条の観光庁長官は、指定法人の前条第二項に規定する事業の運

(指定の取消し)

たときは、その指定を取り消すことができる。 第四十三条 観光庁長官は、指定法人が前条の規定による命令に違反し

(報告及び検査)

2 観光庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、登録実施機を営む者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。限度において、国土交通省令で定めるところにより、登録ホテル業等第四十四条 観光庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な

しくは一部の停止を命ずることができる。きは、その指定を取り消し、又は期間を定めて情報提供事業の

全部若

一~五 (略)

じたときは、その旨を公示しなければならない。 、又は同項の規定により情報提供事業の全部若しくは一部の停止を命3 国土交通大臣は、第一項若しくは前項の規定により指定を取り消し

(指定法人)

ができる。 、その申請により、同項に規定する事業を行う者として指定すること規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを規定することを目的とし、かつ、登録ホテル業等を営む者を社員とす第四十一条 国土交通大臣は、登録ホテル業等を営む者の業務の改善向

2 (略

(改善命令)

その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 運営に関し改善が必要であると認めるときは、その指定法人に対し、第四十二条 国土交通大臣は、指定法人の前条第二項に規定する事業の

(指定の取消し)

したときは、その指定を取り消すことができる。第四十三条 国土交通大臣は、指定法人が前条の規定による命令に違反

(報告及び検査)

2 第四十四条 等を営む者に対し、 な限度において、 国土交通大臣 国土交通大臣又は都道府県知事 は、 国土交通省令で定めるところにより、 この法律の施 その事業に関し報告をさせることができる。 行に必要な限度において、 は、 この法律の施行に必要 登録ホテ 登録実施 ĺ 業

関、 ことができる。 情報提供機関又は指定法人に対 Ų その業務に関し報告をさせる

3 いて、 帳簿、 観光庁長官又は都道 その職員に、 書類その他の物件を検査させることができる。 登 録 府 ホテル等に立ち入り、 県 知 事 事は、 この 法 律 0 ホテル又は旅館の施設施行に必要な限度にお

務の状況又は帳簿、 観光庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、 登録実施機関、 情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、 書類その 他の物件を検査させることができる。 その職員に 業

5 6 (略)

(手数料

第四十五条 定める額の手数料を国に納めなければならない。 は旅館の登録を受けようとする者は、 第三十一条第 項の規定により観光庁長官が行うホテル又 実費を勘案して国土交通省令で

> 機関、 ることができる。 情報提供機 関又は指定法人に対 į その業務に関し報告をさせ

3 4 設、 業務の状況又は帳簿、 に、 おいて、その職員に、 国土交通大臣は、 国土交通大臣 帳簿、 登録実施機関、 書類その他の物件を検査させることができる。 又は この法律の施行に必要な限度において、 都道 情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、 登録ホテル等に立ち入り、 書類その他の物件を検査させることができる。 府 県知 事 は、 この 法 律 の施行に必要な限度に ホテル又は旅館の その職員 施

5 6 (略)

第四十五条 で定める額の手数料を国に納めなければならない。又は旅館の登録を受けようとする者は、実費を勘案して国土交通省の 第三十一条第一 項の規定により国土交通大臣が行うホテル

令

(手数料

、 と で で で で で で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	(登録の実施) (登録の実施) (登録の実施)	(登録) (登録を受けなければならない。 (登録の申請) (登録の申請) (登録の申請) (登録の申請) (登録の申請を観光庁長官に提出しなければならない。 (登録の申請) (登録の申請)	改正案
は、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならる場合には、その登録を拒否しなければならない。 1 国土交通大臣は、前項の規定による登録の拒否をした場合において 1 一〜九 (略) 一〜九 (略) は、遅滞なく、理由を付して、その旨を申請者が次の各号のいずれかに該当す ない。	(登録の実施) (登録の実施) (登録の実施)	2 (略) 2 (略) 2 (略)	現行

第六条の三 (有効期間の 旅行業の 更 新 登

とする者は、 有効期間の更 新の 国土交通省令で定めるところにより、 登録を受けなければならない。 登録の有効期間満 了の後引き続き旅行業を営もう 観光庁長官の行う

2 \ 4 (略)

(変更登録等)

第六条の四 を受けなければならない。 は、 第四条第一項第四号の業務の 国土交通省令で定めるところにより、 旅行業の登録を受けた者 範囲について変更をしようとするとき (以下「旅行業者」という。) は 観光庁長官の行う変更登録

- をいう。 土交通省令で定める書類を添付して、 げる事項について変更があつたときは、 五号(旅行業者代理業者にあつては、 ればならない。 旅行業者又は旅行業者代理業者 以下同じ。) は、 第四条第一項第一号から第三号まで又は第 (旅行業者代理業の登録を受けた者 同項第一号から第三号まで)に掲 その旨を観光庁長官に届け出な その目から三十日以内に、 玉 3
- 旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなければならな 観光庁長官は、 一項の規定により登録を取り消す場合を除き、 前項の規定による届出を受理したときは、 届出があつた事項を 第十九条 4

(営業保証金

第七条

ばならない。 ある供託書の写しを添付して、 その旨を観光庁長官に届け出なけれ

3

(略)

3

略

旅行業者は、 営業保証 金の供託をしたときは、 供託物受入れの記載 2

> 有効期間の更新 0 登

第六条の三 とする者は、 う有効期間の 旅行業の登録の有効期間 更新の登録を受けなければならない。 国土交通省令で定めるところにより、 満了 の後引き続き旅行業を営もう 国 土交通 大臣の

2 { 4 (略)

(変更登録等)

第六条の四 録を受けなければならない。 第四条第一項第四号の業務の範囲について変更をしようとするとき 国土交通省令で定めるところにより、 旅行業の登録を受けた者 (以下「旅行業者」という。 国土交通大臣の行う変更

登

は

(略

2

げる事項について変更があつたときは、その日から三十日以内に、 を旅行業者登録簿又は旅行業者代理業者登録簿に登録しなけ 条第一項の規定により登録を取り消す場合を除き、 なければならない。 土交通省令で定める書類を添付して、その旨を国土交通大臣に届 五号(旅行業者代理業者にあつては、 をいう。以下同じ。 国土交通大臣は、 旅行業者又は旅行業者代理業者(旅行業者代理業の登録を受けた者) は、 前項の規定による届出を受理したときは、 第四条第一項第一号から第三号まで又は第 同項第一号から第三号まで)に掲 届出があつた事項 ればなら け 出 国

| 営業保証金 0) 供 託

第七条 (略

のある供託書の写しを添付して、 ばならない。 旅行業者は、 営業保証 金の供託をしたときは、 その旨を国土交通大臣に届け出なけ 供 託物受入れの 記載

- ならない。 定める七日 た日から十四日以 観 光庁長官は、 以 上の 旅行業の の内に旅 期 間 内 にその 行 登 業者 録 をした場合に が第 届 出 二項の届出をしないときは、 をすべき旨の催告をしなければ お いて、 登録 の通知を受
- 5 \mathcal{O} 定めた期間内に旅行業者が第二項 登録を取り消すことができる。 観光庁長官 は、 前 項 0 催告 をした場合にお 0 届 出 をしないときは いて、 同 .項の 当 規定により 「該旅行業

引額の 報 告

第十条 るところにより、 取引の額を観光庁長官に報告 旅行業者は、 その事 毎事業年度終了後百日以内に、 業年度における旅行業務に関する旅行者と L なけ れば ならない。 国土交通省令で定

(旅行業務 取扱管理 者 試

第十 に関し必要な知識及び 一条の三 旅行 業務取 能 扱管理 力に つい 者 て観 1試験 光庁 は、 長官 旅行業務取扱管理者 が行う。 0 職 務

- 2
- 3 項の 交通省令で定める資格を有する者に 観光庁長官は、 部を免除することができる。 知識及び能力に関して実施する研修 第二十二条の二第二 っつい 項に規定する旅行業協会が て、旅行業務取扱管理者試験の課程を修了した者又は国土 第
- 4 者について、 又はその 長官は、 旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為があ 合格を無効とすることができる。 当該不正行為に関係のある者について、 期 ?間を定めて試験を受けさせないことができる。 この場合においては、 その受験を停止し、 つたときは、 観光庁 その 4

旅 行業約款

5

第十二条の二 る契約に関し、 旅行業者は、 旅行業約款を定め、 旅行者と締 観光庁長官の認可を受けなければ 結する旅行業務 の取扱 いに関す

- そ 4 その定める七日 受けた日から十 ばならない。 国土交通 大臣 -四日以 は、 以 上 0) 旅 (内に旅 行業 期 間 内 0 行業者 登 にその届 録 を が第 した場合に 出 をす 二項の届 べき旨の催告を お いて、 出をしな 登 いときは、 録 しなけ 0 通 知 を れ
- 5 業の登録を取り消すことができる。 ŋ 定めた期間内に旅行業者が第二項 国土交通大臣 は、 前 項 0) 催 告をした場合に 0 届 出 を L お いて、 な いときは 同 項 0 当該 規定によ 旅 行

(取引額 0) 報 告

第十条 めるところにより、 \mathcal{O} 取引の額を国土交通 旅行業者は、 その事業年度における旅行業務に関 毎事業年度終了後百日 大臣 に報告し なけ ればならない。 以内に、 国土交通省令で定 する旅行者と

略

に関し必要な知識及び

能

力に

つ

١,

て国

1土交通-は、

大臣が行う。

旅

流行業務1

取扱管理

者

0

職

2

第十一条の三

旅行業務取扱管理者試験

旅行業務

取

极管理

者

試

験

3 験の一部を免除することができる。 土交通省令で定める資格を有する者に 項の知識及び能力に関して実施する研修 国土交通大臣 には、 第二十二条 の 二 一第二項 ついて、 の課程を修了した者又は国 に規定する旅行業協会が 旅行業務取扱管理者 試 第

5

 \mathcal{O}

者につい

又はその合格を無効とすることができる。

期間を定めて試験を受けさせないことができる。

この場合においては、

そ

その受験を停止

旅行業務取扱管理者試験に関し不正の行為が

あつ

たときは、

国土交

当該不正行為に関係のある者について、

通大臣は、

旅行業約

款)

第十二条の二 る契約に関し、 旅行業者は、 旅行業約款を定め、 旅行者と 玉 締 土交通大臣の認可を受けなけ 結する旅行業務の取扱 関 れ

ならない。 これを変更しようとするときも、 国土交通省令で定める軽微 同様とする な変更をしようとする場合を除

2 てしなければなら 観光庁長官は、 前項の な 認 可をしようとするときは、 次の基準によ 0

(略)

略

(標準旅行業約款

第十二条の三 を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、 行業約款と同 れを変更して公示した場合を含む。)において、 ては、 前条第 約款と司一のもりこと言いこれで、「一の旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款を定め、又は現に定めている旅行業約款」、「サイモを主す」」によいて、旅行業者が、標準旅 観光庁長官が標準旅行業約款を定めて公示した場合 項の規定による認可を受けたものとみなす。 その旅行業約款 に

(旅 程管理業務を行う者

第十二条の十一 業務に 」という。 管理業務に関する研 任 通省令で定める措置を講ずるために必要な業務 登録を受けた者 者であつて、 の者は、 関する実務の つ、 第六条第一)を行う者として旅 旅行の 企画旅行に参加する旅行者に同行して、 次条から第十二条の十四までの規定により観光庁長官 (以下 目的 修 経験を有するものでなければならない。 項第一 (以下「旅程管理 地を勘案して国 「登録 号から第五号までのいずれにも該当しな 研 行業者によつて選任される者のうち主 修 機関」という。)が実施する旅程 土交通省令で定める旅程管理 研 修」という。 (以下 「旅程管理業務)の課程を修 前条の国土交

2

登 録基準等

第十二条の十四 それぞれ同表の下欄に掲げる講師 した者の 行う旅程管理 観 光庁 長 研 官 修 は、 が、 第十一 によって行われるものであるときは 別表の上欄に掲げる科目に 一条の十二 の規 定により登録を申 ついて、

> 除き、これをばならない。 き、これを変更しようとするときも、 国土交通省令で定める軽微 同様とする な変更をしようとする場合を

2 つてしなければならな 国土交通大臣 には、 前 項 Ó 認 可をしようとするときは、 次の 基準 に

略

3

準旅 行 約

第十二条の三 款を標準旅行業約款と同一のものに変更したときは、 旅行業約款と同一の旅行業約款を定め、 これを変更して公示した場合を含む。 については、 前条第一 国土交通 項の規定による認可を受けたものとみなす。 大臣が標準旅 行業約款を定めて公示した場合)において、 又は現に定めている旅行業約 旅行業者が、 その旅行業約 標準

旅程管理 業務を行う者

第十二条の十一 修了し、 」という。 臣の登録を受けた者(以下「登録研修機関」といい者であつて、次条から第十二条の十四までの規・任の者は、第六条第一項第一号から第五号までの 程管理業務に関する研 理 通省令で定める措置を講ずるために必要な業務 一業務に かつ、 関する実務)を行う者として旅行業者によつて選任される者のうち主 次条から第十二条の十四までの規定により国土交通大 企画旅行に参加 旅行の目的地を勘案して国土交通省令で定める の経験を有するものでなければならない。 修(以下「旅程管理研修」という。 する旅行者に同 」という。 行して、 (以下「旅程管理業務 いずれにも が実施する旅 前 条の国 の 該当しな 課程を 旅程 土交

2

(登録基 準等

第十二条の十四 申 それぞれ同表の下 請した者の行う旅程管理研 国土 交通 欄に掲げる講師によつて行われるものであるとき 大臣 修が、 は、 第十二条の十 別表の上欄に掲げる科目に 一の規 定により 登

第十二条の二十二 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十六の規 第十二(改善命令) (み	ことし、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずるこ 対し項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対 一項第十二条の二十一 観光庁長官は、登録研修機関が第十二条の十四第一 第十二(適(適合命令)	あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。 女は又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、 又は第十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、 第十二(業務の休廃止) (業	2 (略) 2 (略) 2 (の では出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする 届け 業務規程」という。)を定め、研修業務の開始前に、観光庁長官に届 業務 業務規程」という。)を定め、研修業務に関する規程(以下「研修 第十二 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で	・ い。 日の二週間前までに、その旨を観光庁長官に届け出なければならない 日の二四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする 四号ま第十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第 第十二条(登録事項の変更の届出)	2 (略)
十二条の二十二 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十六の(改善命令)	ことができる。対し、同項の規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずる一項の規定に適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に十二条の二十一 国土交通大臣は、登録研修機関が第十二条の十四第(適合命令)	あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。又は廃止しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、十二条の十九 登録研修機関は、研修業務の全部又は一部を休止し、(業務の休廃止)	(略)(略)のでは、これを変更しようとするときも、同様とする。届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とす業務規程」という。)を定め、研修業務の開始前に、国土交通大臣に十二条の十八 登録研修機関は、研修業務に関する規程(以下「研修(研修業務規程)	い。日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならな四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする十二条の十七 登録研修機関は、第十二条の十四第二項第二号から第(登録事項の変更の届出)	(略) て必要な手続は、国土交通省令で定める。 は、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関し

業務の きる。 規定による研 定に違 方法の改善に 反していると認めるときは、 修業務を行うべきこと又は 関し必要な措置をとるべきことを命ずることが その 登録 旅 程管理研修の方法その他の 研修機関 に対 同 条の で

(登録の取消し等)

の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。に該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて研修業務第十二条の二十三 観光庁長官は、登録研修機関が次の各号のいずれか

一~五 (略)

(報告の徴収)

に関し必要な報告を求めることができる。
め必要があると認めるときは、登録研修機関に対し、研修業務の状況第十二条の二十五 観光庁長官は、研修業務の適正な実施を確保するた

(立入検査)

第十二条の二十六 させることができる。 立ち入り、 必要があると認めるときは、 研修業務の 観光庁 沢沢又は 長官は、 その職員に、 設 研修業務の適正な実施を確保するた 帳 簿、 書類その 登録研修機関の事務所に 他 この物件 :を検査

2 · 3 (略

(観光庁長官による研修業務の実施

第十二条の二十七 天災その他の より第十二条の十一 た者がいないとき、 研 部の休止又は廃 修業務の 事由により研 全部若しくは一 止の 観光庁長官は、 第十二条の 第一項の 届出 修 が 部の停止を命じたとき、 業務の全部又は一部を実施することが困 登 あつたとき、 録 十九の規定による研修業務の全部又は を取 第十二条の り消 第十二条の二十三の規定に + 又は登録研修機関に対 第 登録研修機関 項の登録を受け が

> できる。 規定に違反していると認めるときは、 \mathcal{O} 業務の 規定による研修業務を行うべきこと又は旅程管理研修の方法その他 方法の改 会善に 関し必要な措置 その登 をとるべきことを命ずること 録 研修機関 に対 Ļ 同 が

(登録の取消し等)

第十二条の二十三 務の全部若しくは かに該当するときは、 玉 部 土 その登録を取り消 交通 の停止を命ずることができる。 大臣は、 登録研修機関が次の各号の 又は期間 を定め Ź 研 V ず 修 業 れ

一~五 (略)

-二条の二十(報告の徴収)

第十二条の二十五 況に関し必要な報告を求めることができる。 ため必要があると認めるときは、 国土交通 大臣は、 登 録研修機 研修業務 関に の適 正な実施を確保する 対 研 修業務 0 状

(立入検査)

第十二条の二十六 に立ち入り、 ため必要があると認めるときは、 査させることができる。 研修業務の 国土交通大臣 状況又は は、 その職員に、 設 備 研修業務の適正な実施 帳 簿 登録研修機関の 書類そ 他 確保する 事務 を 所 検

2・3 (略

(国土交通大臣による研修業務の実施)

第十二条の二十七 が 対 により第十二条の十一第一項の登 は一部の休止又は廃 けた者がいないとき、 天災その他の し研修業務の全部若しくは一 事由 国土交通大臣は、 により 止 第十二条の十 の届出 研 修業 があつたとき、 部の停止を命じたとき、 務の全部又は 録を取り消し 九の規定による研修業務の 第十二条の十 第十二条の二十三の 一部を実施することが 又は登録研修 第 登録研修 項の 機 全部又 録 関に 規定 跡を受 機 関

又は一 難となったとき、 部を自ら行うことができる。 その他必要があると認めるときは、 研修業務 0 全部

2 交通省令で定める。 場合における研修業 観光庁長官が前項 の規 務 0 引継ぎその 定により研修業務の全部又は 他 の必要な事項 に ついては、 部を自ら行う 国土 2

(公示)

第十二条の二十八 に公示しなければなら 観光庁長官 ない。 は、 次に掲げる場合には、 その旨を官報

一 5 五. (略)

(旅行業者代理業者の 旅 行 業務等

第十四条の三 (略)

2 (略)

4 あると誤認させ、 観光庁長官は、 旅行 又は所属旅行業者を誤認させないようにするための 業者代理業者に対し、 その行う営業が旅行業で

措置をとるべきことを命ずることができる。

5

(事業の廃止等)

第十五条 は分割により事業の全部を承継させたときは、 旅行業者等は、 その事業を廃止 Ļ 事業の全部を譲渡 その日から三十日以内 又

2 官に届け出なければなら する役員であつた者は、 に 旅行業者等たる法人が合併により消滅したときは、 その旨を観光庁長官に届け出 その日から三十日以内に、 なければならない。 その旨を観光庁長 その業務を執行

3 日から三十日以内にその旨を観光庁長官に届け出なければならない。 旅行業者等が死亡したときは、 相 続人は、 被相続· 人の死亡を知つた

略

部又は一部を自ら行うことができる。 困難となつたとき、その他 必 要があると認めるときは、 研 修業務の全

う場合における研修業務 土交通省令で定める。 国土交通大臣が前 頭の規 の引継ぎその 定により研修業務 他 の必要な事項に の全部 又は ついては、 部を自ら 玉 行

(公示)

第十二条の二十八 報に公示しなけ ればならな 国土交通大臣 は、 次に掲げる場合には、 その 旨を官

一 5 五 (略)

(旅行業者代理業者 0 旅

行

業

務等

第十四条の三 2 3 略 略

4 であると誤認させ、 \mathcal{O} 措置をとるべきことを命ずることができる。 国土交通大臣 は、 又は 旅行業者代理業者に対し、 所属旅行業者を誤認させないようにするため その行う営業が旅行業

5

(事業の廃止等)

2 第十五条 は分割により事業の全部を承継させたときは、 その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 旅行業者等は、 その事業を廃止し、 事業の全部を譲渡 その日から三十日以 内

する役員であった者は 大臣に届け出なければなら 旅行業者等たる法人が合併により消滅したときは、 その日から三十日以内に、 な その旨を国土交通 その 業務を執行

3 日から三十日以内にその旨を国土交通大臣に届け出なければならない 旅行業者等が死亡したときは、 相 続 人は、 被相続 人の 死亡を知 0

4 略

(営業保証金についての 権利の 承

第十六条 者となつた者が第七条第一 部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、 る法人若しくは合併により設立された法人、分割によりその事業の全 た場合において、 事業の全部を譲渡したため、 若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、 届出を観光庁長官にしたときは、その営業保証金は、 旅行業者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨 旅行業者が死亡 その日から六月以内に、その相続人、合併後存続す 項の規定により供託した営業保証金とみな 第二十条の規定による登録の抹消があつ 旅行業者たる法人が合併により消滅 又は旅行業者がその 新たに旅行業 かつ

2 \ 4

(営業保証金の 不足 額の供 託

第十八条

(略)

官に届け出なければならない。 託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、 旅行業者は、 前項の規定により営業保証 金の供託をしたときは、 その旨を観光庁長 供

3

(業務改善命令)

第十八条の三 ことができる。 当該旅行業者等に対し 旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めるとき 観光庁長官は、 次に掲げる措置をとるべきことを命ずる 旅行業者等の業務の運営に関 取引の

一~六 (略)

登録の取消し 等)

第十九条 観光庁長官は、 旅行業者等が次の各号の一に該当するときは

> 、営業保証金につい 、ての権 利の 承継

第十六条 業者となつた者が第七条第一 部を承継した法人又はその事業の譲受人が旅行業の登録を受け、 た場合において、 る法人若しくは合併により設立された法人、 事業の全部を譲渡したため、 の届出を国土交通大臣にしたときは、 若しくは分割によりその事業の全部を承継させ、 旅行業者であつた者が供託した営業保証金につき権利を承継した旨 旅行業者が死亡し、 その日から六月以内に、その相続人、 項の規定により供託した営業保証金とみ 第二十条の規定による登録の抹消があ 旅行業者たる法人が合併により消滅 その営業保証金は、 分割によりその事業の全 又は旅行業者がその 合併後存続す 新たに旅行 かつ

2 \ \ 4

常業保証金

0)

不

足

額 0) 供

託

第十八条

(略)

2 託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して、 大臣に届け 旅行業者は、 出なけ 前項の規定により営業保証 ればならない。 金 の供託をしたときは、 その旨を国土交通

3

(業務改善命令)

第十八条の三 きは、当該旅行業者等に対し の公正、旅行の安全又は旅行者の利便を害する事実があると認めると ることができる。 国土交通大臣は、 旅行業者等の業務の運営に関し、 次に掲げる措置をとるべきことを命ず 取引

一~六 略

(登録の 取消し 等

第十九条 国土交通大臣は、 旅行業者等が次の各号の一に該当するとき

供

一~三 (略)

登録を取り消すことができる。 始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは、 2 観光庁長官は、旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を開

3 (略

(登録の抹消等)

第 する場合を含む。)の規定により登録が効力を失つたときは、 第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項において準用よる届出があつたとき、又は第十五条の二若しくは第十八条第三項(くは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、第十五条の規定に 九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは前条第一項若し 期間を含む。 る場合にあつては、 行業又は旅行業者代理業の登録を抹消しなければならない。 二十条 観光庁長官は、)が満了したとき、 同項の規定によりなお効力を有することとされる 登録の有効期間 第七条第五項 (第六条の三第三項に規定す (第八条第三項又は第 当該旅|

3 • 4 (略)

(旅行業者登録簿等の閲覧)

| 簿を公衆の閲覧に供しなければならない。| 第二十一条 | 観光庁長官は、旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録

第二十二条 (略) (登録免許税及び手数料

、又は登録を取り消すことができる。は、六箇月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ

一〜三 (略)

2

、登録を取り消すことができる。開始せず、又は引き続き一年以上事業を行つていないと認めるときは国土交通大臣は、旅行業者等が登録を受けてから一年以内に事業を

(略)

3

(登録の抹消等)

第二十条 用する場合を含む。)の規定により登録が効力を失つたときは、 第九条第二項において準用する場合を含む。)若しくは前条第一 旅行業又は旅行業者代理業の登録を抹消しなければならない。 による届出があつたとき、又は第十五条の二若しくはしくは第二項の規定による登録の取消しをしたとき、 る期間を含む。)が満了したとき、 する場合にあつては、 (第二十二条の十五第四項又は第二十二条の二十二第二項におい 国土交通 大臣は、 同項の規定によりなお効力を有することとされ 又は第十五条の二若しくは第十八条第三項 登 録の有効期間 第七条第五項 (第六条の三第三項に規定 (第八条第三項又は 第十五条の規定 項若 · て準 当 該

銀を抹消することができる。出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行業者代理業の登出がないときは、当該届出がなくても旅行業又は旅行業者代理業の登録を事実が発生したと認める場合において、これらの規定に基づく届出をする。

3 · 4 (略)

(旅行業者登録簿等の閲覧)

録簿を公衆の閲覧に供しなければならない。 第二十一条 国土交通大臣は、旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者

登

第二十二条 (略) (登録免許税及び手数料

2 (略)

国に納めなければならない。修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を3第十二条の二十七第一項の規定により観光庁長官が行う旅程管理研

(指定)

一~五 (略)

- 示しなければならない。 十二条の九第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公十二条の九第一項の観光庁長官の指定する弁済業務所の所在地並びに第二旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに第二2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「22
- ない。 するときは、あらかじめ、その旨を観光庁長官に届け出なければなら 3 旅行業協会は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようと 3
- 報で公示しなければならない。
 4 観光庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官

(社員の加入及び脱退の報告)

ならない。
地位を失つたときは、直ちに、その旨を観光庁長官に報告しなければ第二十二条の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその

(弁済業務保証金の還付)

担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅第二十二条の九(保証社員(次条第一項の規定により弁済業務保証金分

2 (略)

3

を国に納めなければならない。研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料研修を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料第十二条の二十七第一項の規定により国土交通大臣が行う旅程管理

(指定)

行う者として、指定することができる。
ちれるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務をあつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について第二十二条の二 国土交通大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請が

~五 (略)

で公示しなければならない。

二十二条の九第一項の国土交通大臣の指定する弁済業務開始日を官報「旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに第2 国土交通大臣は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下

するときは、 ない。 旅行業協会は、 あらかじめ、 その名称、 その旨を国土交通大臣に 住 所又は事務 所 0 所 在地を変更しようと 届 け出なけ れ がばな

官報で公示しなければならない。
4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を

(社員の加入及び脱退の報告)

ばならない。
地位を失つたときは、直ちに、その旨を国土交通大臣に報告しなけれ第二十二条の五 旅行業協会は、新たに社員が加入し、又は社員がその

(弁済業務保証金の還付)

担金を納付した社員をいう。以下同じ。)又は当該保証社員を所属旅第二十二条の九 保証社員(次条第一項の規定により弁済業務保証金分

協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有する。受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行業をきはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付をた債権に関し、当該保証社員について既に次項の認証をした債権があるの範囲内(当該保証社員について年済業務規約で定める弁済限度を積光庁長官の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生じ行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は

2~6 (略

(弁済業務保証金分担金の納付等

証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。 弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務保第二十二条の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、

一 (略)

業者 前条第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日の一箇一 第二十二条の二第一項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行

月前の日

2 \(\)

(略)

(弁済業務保証金準備金)

2~6 (略)

第二十二条の十三

(略

ることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。条の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超えてを超えることとなるときは、観光庁長官の認可を受けて、第二十二个旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める

(営業保証金の供託の免除)

第二十二条の十四 保証社員は、第二十二条の九第一項の観光庁長官の

業協会が供託している弁済業務保証金から弁済を受ける権利を有するを受けた額があるときはその額を加えた額の範囲内)において、旅行るときはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付るときはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付るときはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付るときはその額を控除し、第二十二条の十一第二項の規定により納付を受けた額を控除し、当該保証社員について弁済業務規約で定める弁済限に責任を通大臣の指定する弁済業務開始日以後、その取引によつて生行業者とする旅行業者代理業者と旅行業務に関し取引をした旅行者は

2~6 (略)

(弁済業務保証金分担金の納

付等

| 証金分担金を旅行業協会に納付しなければならない。| 弁済業務保証金に充てるため、弁済業務規約で定める額の弁済業務第二十二条の十 次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに、

(恪)

業者 前条第一項の国土交通大臣の指定する弁済業務開始日の一箇二 第二十二条の二第一項の指定の日に旅行業協会の社員である旅行

月前の日

2 \ \ 4

略

(弁済業務保証金準備金)

第二十二条の十三(略

2~6 (略)

えることとなる額の弁済業務保証金準備金を取り崩すことができる。 二条の三各号に掲げる業務の実施に要する費用に充てるため、その超 額を超えることとなるときは、国土交通大臣の認可を受けて、第二十一7 旅行業協会は、弁済業務保証金準備金の額が国土交通省令で定める

(営業保証金の供託の免除)

第二十二条の十四 保証社員は、第二十二条の九第一項の国土交通大臣

託することを要しない。 指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証金を供

(弁済業務規約の認可)

うとするときも、同様とする。 を定め、観光庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しよ第二十二条の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約 笠

~七 (略)

行業協会に対し、その変更を命ずることができる。 務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、旅2 観光庁長官は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済業

(事業計画等

第 様とする。 の認可を受けなければなら 受けた後すみやかに)、 一十二条の十八 項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、 旅行業協会は、 事業計画及び収支予算を作成し、 ない。 これを変更しようとするときも、 毎事業年度開 始前に (第二十二条の 観光庁長官 その指定を 同

2 対照表、 ばならない。 旅行業協会は、 収支決算書及び 毎事業年度経過 財 産目 録を作成 後三 一箇月以-内に、 観光庁長官 事業報告書、 に提出しなけ 貸借

(役員の選任及び解任)

認可を受けなければ、その効力を生じない。第二十二条の十九 旅行業協会の役員の選任及び解任は、観光庁長官の

くなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命ずり旅行業協会が第二十二条の二第一項第五号に掲げる要件に適合しなを受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任による一項の規定により認可2 観光庁長官は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づく

.託することを要しない。 指定する弁済業務開始日以後、この法律の規定による営業保証

金を

供

 \mathcal{O}

(弁済業務規約の認可)

ようとするときも、同様とする。を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更し第二十二条の十七 旅行業協会は、次に掲げる事項に関し弁済業務規約

~七 (略)

2

旅行業協会に対し、その変更を命ずることができる。業務の適正かつ確実な実施上不適当なものとなつたと認めるときは、国土交通大臣は、前項の規定により認可をした弁済業務規約が弁済

(事業計画等)

同様とする。
「臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、受けた後すみやかに)、事業計画及び収支予算を作成し、国土交通大三第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を第二十二条の十八 旅行業協会は、毎事業年度開始前に(第二十二条の

ければならない。
対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しな2 旅行業協会は、毎事業年度経過後三箇月以内に、事業報告書、貸借

(役員の選任及び解任)

| の認可を受けなければ、その効力を生じない。| 第二十二条の十九 旅行業協会の役員の選任及び解任は、国土交通大臣

なくなるときは、旅行業協会に対し、その役員を解任すべきことを命より旅行業協会が第二十二条の二第一項第五号に掲げる要件に適合してので受けた弁済業務規約に違反する行為をしたとき、又はその在任にく命令若しくは処分若しくは第二十二条の十七第一項の規定により認2 国土交通大臣は、旅行業協会の役員が、この法律、この法律に基づ

第二十二条の二十一 第二十二条の二十 するときは、 とができる。 あると認めるときは、 ることができる。 (指定の取消し) (監督命令) 第二十二条の 観光庁長官は、この章の規定を施行するため必要が 観光庁長官は、 旅行業協会に対 二第一項の指定を取り消すことができる。 旅行業協会が次の各号の一に該当 Ļ 監督上必要な命令をするこ 第二十二条の二十一 第二十二条の二十 当するときは、 ことができる。 があると認めるときは、 ずることができる。 指定の取 (監督命令) (消し) 第二十二条の二第一項の指定を取り消すことができる 国土交通大臣は、 旅行業協会に対し、 旅行業協会が次の各号の

2 その旨を官報で公示しなけ 観光庁長官は、 第二十二条の二第一 ればならない。 項の指定を取り消したときは、 2 その旨を官報で公示しなければならない。

第二十二条の二十三 り消され、 より登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。 証社員であつた旅行業者のうち前条第二項において準用する第十八条 |項の規定により登録が効力を失つたため第二十条第一項の規定に 又は解散した旅 観光庁長官は、 「行業協会(以下「旧協会」という。)の保 第二十二条の二第一項の指定を取

(指定の取消し等の場合の

弁済

(聴取)

第二十三条 条の四第二項において準用する場合を含む。 (意見の 観光庁長官は、 第六条第一 項 (第六条の三第二 第三項において同じ。 あらかじめ、 項又は第六 当該

会を与えるため、 旅行業者等又はその代理人の出頭を求めて、 規定による処分をしようとする場合においては、 公開により意見を聴取しなければならな 釈明及び証拠の提出の機

2

前項の場合においては、

観光庁長官は、

意見の聴取の期日の一

週間

2

前項の場合においては、

機会を与えるため、

公開により意見を聴取しなければなら

国土交通大臣は、

意見の聴取の

期日の

週

国土交通大臣は、この章の規定を施行するため必要 監督上必要な命令をする

<u>\{</u> 国土交通大臣は、第二十二条の二第一項の指定を取り消したときは 略

一に該

指定の取消し等 の場合の弁 済業務

第二十二条の二十三 条第三項の規定により登録が効力を失つたため第二十条第一項の規 保証社員であつた旅行業者のうち前条第二項において準用する第十 取り消され により登録を抹消された者に関する事項を旧協会に通知する。 | 又は解散した旅行業協会 | 十三 | 国土交通大臣は、 第二十二条の二第一 (以下「旧協会」という。 項の指定を <u>)</u> 定

(意見の

聴取

第二十三条)の規定による処分をしようとする場合においては、 六条の四第二項において準用する場合を含む。 該旅行業者等又はその代理人の出頭を求めて、 国土交通大臣は、 第六条第 一項 (第六条の三 第三項におい 釈明及び証拠の あらかじめ、 第 項又は て同じ。 提 出 当

を当該旅行業者等に通 前までに、 なければならない。 処分をしようとする理由 知 んし、 カゝ つ、 意見の 並 びに意見 聴 取 の聴 0) 期日及び場 取 の期日及び場所 所を公示

3 理 明であるため前項の規定による通知をすることができず、 をすることができる。 が \mathcal{O} 規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所在 かわらず、 由 判明しないとき、 観光庁長官は、 がなくて意見の聴取の期日に出頭しないときは、 意見の聴 第 又は当該旅行業者等若しくはその代理人が正当な 心取を行 項 の場合に わ ないで第六条第一 お いて、 当該旅行業者等の所在が不 項の規定による処分 第一項の規定に カゝ 同項 3

示しなければならない。所を当該旅行業者等に通知し、 間 前までに、 処分をしようとする理 かつ、 由 意見の 並 び に 意見 聴 取 0 0) 期 聴 日 取 及び 0 期 場 日 及び場 %所を公

在が判明しないとき、 項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその所 にかかわらず、 な理由がなくて意見の聴取 不明であるため前項の規定による通 分をすることが 国土交通大臣 は、 意見の聴 できる。 第一 又は当該旅行業者等若しくはその代理人が正当 取を 項 の期日に出頭しないときは、 の場合に 行 わないで第六条第 知をすることができず、 お いて、 当該旅 項の規定による処 行業者等の 第 一項の規定 かつ 所在 同 が

(聴聞 0) 特 例

第 を行わなければならない。 第一項の規定による意見陳述の ようとするときは、 定による処分又は第十九条第一 一十三条の二 観光庁長官は、 行政手続法 第十八条の三(第一号を除く。)の規 項の規定による業務の停止の命令をし ための手続の区分にかかわらず、 (平成五年法律第八十八号) 第十三条 聴聞

2 聞の までに、 規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、 観光庁長官は、 期日及び場所を公示し 行政手続法第十五条第一 第十八条の三又は第十九条第一 なけ れば 項の規定による通知をし、 ならない。 その期日の 項若しくは第二 カゝ かつ、聴用間前

3 (略)

都道府県が処理 す る事務

第 二十四条 政令で定めるところにより、 この 法律に規定する観光庁 長 官 の権限 に属する事務の 部

ができる 都道府県知事が行うこととすること

第二十五条

団

体の

(届出)

(聴聞 0 特 例

第二十三条の二 聞を行わなければならな 条第一項の規定による意見陳述 規定による処分又は第十九条第一項の規定による業務の停止の命令を しようとするときは、 国土交通大臣は、 行政手続法 (T) 第十八条の三(第一号を除く。 ための手続の区分にかかわらず、 (平成五年法律第八十八号) 第十三 0) 聴

2 前までに、 \mathcal{O} 規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、 国土交通大臣は、 行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、 第十八条の三又は第十九条第 その期日の 項若しくは第一 かつ、 週間 項

3

聴聞の期日及び

場所を公示し

なけ

ればならない。

、都道府県が処理する事務

第二十四条 部は、 とができる。 政令で定めるところにより、 この法律に規定する国土 都道府県知事が行うこととするこ 交通大臣 の権限に属する事務の

団 体 \mathcal{O} 届 出

旅行業務に関する取引の公正の維持又は旅行業若しくは旅 第二十五条 旅行業務に関する取引の公正 一の維 持 又は旅行業若しくは 旅

光庁長官に届け出 は、 行業務に関する契約 行業者代理業の その成 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 0) 日 健 から三十日以 全な発達 0 れば 三十日以内に、国土交通省令で定める事項を観実施のための業務に従事する者が組織する団体発達を図ることを目的として旅行業者等又は旅 ならない。 め内に、

事 が務の 代行

ロなけ

第 三の規定による旅行業務取 二十五条の二 観光庁長官は、 扱管理者試 申請により、 験 の事 務 旅行業協会に第十一条の (以下「試験事務」と

いう。)を行わせることができる。

2 するときも、 試験事務の実施に関する規程 旅行業協会は、 観光庁長官の認可を受けなければならない。 同様とする。 前項の規定により試験事務を行おうとするときは、 (以下「試験事務規程」という。) を定 これを変更しようと 2

3

その旨を観光庁長官に届け出なければならな 旅行業協会は、 試験委員 を選 任 し、 又は解任したときは、 遅滞なく

6 より認可を受けた試験事務 験 観光庁長官は、 事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、 法律に基づく命令若しくは処分を含む。 役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。 旅行業協会の役員又は試験委員が、 程 (試験委員であつては、この法律又は)に違反したとき、又は 旅行業協会に対 第二項の規定に

1 略

(報告徴収及び立入検 査

第二十六条 業協会又は第二十五条の団 おいて、 旅行業者等、 観光庁長官は、 第十二条の十一第一 体に、 第一 条の目的 国土交通省令で定める手続に従い、 を達成 項の登録を受けた者、 するため必要な限度に 旅行

その業務に関し 報告をさせることができる。

2 その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十一第 観光庁長官は、 一条の目的を達成するため必要な限度において、

> は、その成 行業務に関 土交通大臣に 行業者代理 立の 業の する契約 日 健全な発達 から三十日以内に、 0 実施 日以内に、国土交通省令で定める事項を国のための業務に従事する者が組織する団体 を図ることを目的として旅行業者等又は 国土交通省令で定める事 旅

試 験 事 務 0 代行

届

け出

なけ

れ

ばならない。

第二十五条の二 という。 の三の規定による旅行業務取扱管理者)を行わせることができる。 玉 土 交通 大臣 は、 申請により、 試験の事 旅行業協会に第十 務 (以 下 「試験事 務

とするときも、 試験事務の実施に 旅行業協会は、 国土交通大臣の認可を受けなければなら 同様とする。 関する規程 前項の規定 により試験事務を行おうとするときは、 以下 「試験事務規程」という。 ない。 これを変更しよう) を 定

3 4

5 旅行業協会は、 その旨を国土 交通大臣に届け出なければならな 試験委員を選任 し、又は解 任したときは、 遅滞なく

6 7 5 1 0 はこの法律に基づく命令若しくは処分を含む。により認可を受けた試験事務規程(試験委員で は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、 国土交通大臣は、 その役員又は試験委員を解任すべきことを命ずることができる。 (略 旅行業協会の役員又は試験委員が、 (試験委員であつては、この法律又)に違反したとき、 旅行業協会に 第二項 0 又 定

報告徴収及び <u>\f</u> 入検 査

第二十六条 において、 行業協会又は第二十五条の団体に、 その業務に関し、 旅行業者等、 国土交通大臣は、 報告をさせることができる。 第十二条の十 第 一条 国土交通省令で定める手続に従 の目的を達成するため必要な限度 一第 一項の登録を受けた者、 旅

2 その職員に旅行業者等の営業所若しくは事務所又は第十二条の十 国土交通大臣は、 第一条の目的を達成するため必要な限度にお

3 · 4 (略)	書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。	一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳簿
3 • 4 (略)	簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる	第一項の登録を受けた者若しくは旅行業協会の事務所に立ち入り、帳

大臣政務官 一、二三五、〇〇〇円 一大内閣危機管理監 一、二三五、〇〇〇円 人権査官(会計検査院長を除く。) 一、二三五、〇〇〇円 検	(略) (略)	官職名 官	別表第一(第三条関係)	(略)	五十一〜六十七 (各) 五十の二 運輸安全委員会の非常勤の委員	四十一~五十 (略)	四十 削除	二十五~三十九 (略) 一 一	削除	十七~二十三 (略) - 十六の二 週輔安全委員会の委員長及ひ常茧の委員		ることを目的とする。	与及び公務又は通勤による災害補償について定め	第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」と 第(目的及び適用範囲) () () () () () () () () () (改 正 案
大臣政務官内閣危機管理監内閣危機管理監検査官(会計検査院長を除く。)	(略)	官職名	別表第一(第三条関係)	六十九~七十五 (略)六十八 航空・鉄道事故調査委員会の非常勤の委員	ムトー~六トピー(各)	四十一~五十 (略)	四十 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員	一十五~三十九 (略)	二十四 航空·鉄道事故調査委員会委員長	十七~二十三(略)	一~十六 (略)	ることを目的とする。	いう。)の受ける給与及び公務又は	一条 この法律は、次に掲げる国(目的及び適用範囲)	現
一、二三五、〇〇〇円	(略)	俸給月額		云の非常勤の委員			の常勤の委員		云 委員 長)の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定め	次に掲げる国家公務員(以下「特別職の職員」と	行

(略) (略) (略) (略) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時) (時	九四一、〇六六、〇〇〇円	(略) (略) (略) (略) (略) (時) (中央労働委員会の常勤の公益を代中央労働委員会の常勤の公益を代中央労働委員会の常勤の公益を代中央更生保護審査会委員長中央更生保護審査会委員長中央更生保護審査会委員長を出安全委員会の常勤の委員を出安全委員会の常勤の委員長を出て、表記を会員会の常勤の委員を出て、表記を会員会の常勤の委員長の常勤の委員長の常勤の委員長の常勤の委員長の常勤の委員長の常勤の委員長の常勤の委員長	九四一、〇六六、〇〇〇円
食品安全委員会の常勤の委員原子力委員会の常勤の委員原子力委員会の常勤の委員常勤の委員公益認定等委員会の常勤の委員公益認定等委員会の常勤の委員公認会計士・監査審査会の常勤の委員公認会計士・監査審査会の常勤の委員	`		九四一、〇〇〇円

勤の委員	勤の委員
公害健康被害補償不服審査会の常	公害健康被害補償不服審査会の常
の委員	
航空・鉄道事故調査委員会の常勤	
土地鑑定委員会の常勤の委員	土地鑑定委員会の常勤の委員
運輸審議会の常勤の委員	運輸審議会の常勤の委員
社会保険審査会委員	社会保険審査会委員
労働保険審査会の常勤の委員	労働保険審査会の常勤の委員
宇宙開発委員会の常勤の委員	宇宙開発委員会の常勤の委員
中央更生保護審査会の常勤の委員	中央更生保護審査会の常勤の委員
勤の委員	勤の委員
電気通信事業紛争処理委員会の常	電気通信事業紛争処理委員会の常
員	員
国地方係争処理委員会の常勤の委	国地方係争処理委員会の常勤の委

(傍線の部分は改正部分)

	7
改	
正	
-11-	
案	
現	
行	

(海技免許を与えない場合)

・ (各) 第六条 次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。

る操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しない者海技免許、第二十三条第一項の承認又は第二十三条の二の規定によ二 海難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第三条の裁決により

二(略)

止の期間中は、海技免許を与えない。第三条の裁決により業務の停止の処分を受けた者には、その業務の停2第十条第一項若しくは第二十三条の七第一項の規定又は海難審判法

(海技免許の取消し等)

、この限りでない。
由によつて発生した海難について海難審判所が審判を開始したときは止を命じ、又はその者を戒告することができる。ただし、これらの事は、その海技免許を取り消し、二年以内の期間を定めてその業務の停界十条 国土交通大臣は、海技士が次の各号のいずれかに該当するとき

·二 (略)

2·3 (略

(操縦免許の取消し等)

めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること(第二号にあかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれ

(海技免許を与えない場合)

第六条次の各号のいずれかに該当する者には、海技免許を与えない。

一 (略)

新による操縦免許を取り消され、取消しの日から五年を経過しないにより海技免許、第二十三条第一項の承認又は第二十三条の二の規により海技免許、第二十二年法律第百三十五号)第四条第二項の裁決を難審判法(昭和二十二年法律第百三十五号)第四条第二項の裁決

三 (略)

務の停止の期間中は、海技免許を与えない。 第四条第二項の裁決により業務の停止の処分を受けた者には、その業2 第十条第一項若しくは第二十三条の七第一項の規定又は海難審判法

(海技免許の取消し等)

一·二 (略)

2·3 (略

(操縦免許の取消し等)

めてその業務の停止を命じ、又はその者を戒告すること(第二号にあかに該当するときは、その操縦免許を取り消し、二年以内の期間を定第二十三条の七 国土交通大臣は、小型船舶操縦士が次の各号のいずれ

海難について海難審判所が審判を開始したときは、この限りでない。 を戒告すること)ができる。ただし、これらの事由によつて発生したつては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者

(略)

2

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、 は百万円以下の罰金に処する。 六月以下の懲役又

せ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者 業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ま 若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第四条の規定による 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)

三 · 四

第三十一条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金

行つた者 業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を 若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第四条の規定による 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。)

三 • 四 (略)

> 海難について海難審判庁が審判を開始したときは、この限りでない。 を戒告すること)ができる。ただし、これらの事由によつて発生した つては、六月以内の期間を定めてその業務の停止を命じ、又はその者

(略)

2

第三十条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、 は百万円以下の罰金に処する。 六月以下の懲役又

一 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。) せ、又は小型船舶操縦者として乗船させた者 業務の停止の処分を受けている者を船舶職員として船舶に乗り組ま 若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第五条の規定による

三 • 四

第三十一条 に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰

(略)

二 第十条第一項(第二十三条第七項において準用する場合を含む。) 若しくは第二十三条の七第一項又は海難審判法第五条の規定による 行つた者 業務の停止の処分に違反して船舶職員又は小型船舶操縦者の業務を

(略)

三 • 四

改正案	現行
(航空法等の適用除外)	(航空法等の適用除外)
第百七条 (略)	第百七条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条の規定	7 <u>航空·鉄道事故調査委員会設置法</u> (昭和四十八年法律第百十三号)第
は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二条第二項の航	三条の規定は、自衛隊の使用する航空機について発生した同法第二条
空事故等(自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者が使用する航空	の二第三項の航空事故等(自衛隊の使用する航空機と自衛隊以外の者
機との間に発生したものを除く。)については、適用しない。	が使用する航空機との間に発生したものを除く。)については、適用
	しない。
8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における	8 防衛大臣は、航空事故の防止又は航空事故が発生した場合における
被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報	被害の軽減のために有益であると認める前項の航空事故等に係る情報
を運輸安全委員会に提供するものとする。	を航空・鉄道事故調査委員会に提供するものとする。

三十三~百五十八(略)	[式~]宝」 (略)(略)(略)[大 海難審判法 (昭和二十 登録件数一件につき三二年法律第百三十五号)第万円	(注) (略) 三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明	一~三十一(略)	能証明の事項	、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係) 、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条	改正案
三十三~百五十八(略)	[元](略)(略)(略)(第)(第)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(12)(日本)(12)(1	(注) (略) 三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明	一~三十一 (略)	能証明の事項可、認可、認定、指定又は技可、認可、認定、指定又は技登記、登録、特許、免許、許課税標準税率	、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係)、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、別表第一(課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九条)	現

						日日	
百八~百二十一 (略)	百六(観光庁)	百五 観光庁又は旅行業協 項に規定する旅行業協 百五 観光庁又は旅行業	百四観光庁	一~百三 (略)	又は法人 提供を受ける国の機関	別表第一(第三十条の七関係)	改
(略)	るもの 登録に関する事務であつて総務省令で定め 第二百七十九号)によるホテル又は旅館の 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律	るもの 実施に関する事務であつて総務省令で定め 旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の	つて総務省令で定めるもの号)による旅行業の登録に関する事務であ旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九	(略)	事務	條)	正案
百八~百二十一(略)	百六 国土交通省	業協会 第二項に規定する旅行 第二項に規定する旅行 五 国土交通省又は旅	百四国土交通省	一~百三 (略)	又は法人 提供を受ける国の機関	別表第一(第三十条の七関係)	
(略)	登録に関する事務であつて総務省令で定め第二百七十九号)によるホテル又は旅館の国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律	行 るもの 実施に関する事務であつて総務省令で定め 旅 旅行業法による旅行業務取扱管理者試験の	つて総務省令で定めるもの号)による旅行業の登録に関する事務であ旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九	(略)	事務	関係)	現行

○国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第七十九号)(抄) (傍線の部分は改正部分)

第六条 観光庁長官は、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければ更があったときは、遅滞なく、その旨を観光庁長官に届け出なければ東があったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 (認定の公示等)	(認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定)	改正案
はならない。 (認定の公示等) (認定の公示等)	(認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定) (認定)	現行

がら協力しなければならない。化及び外国人観光旅客の観光の魅力の増進に関し相互に連携を	係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円3 前二項に定めるもののほか、国土交通大臣、観光庁長官、機構、関	2 (略)	第十三条 (略)	(国等の援助等)	2 (略)	消すことができる。	ずれかに適合しなくなったと認めるときは、その	第七条 観光庁長官は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げる	(認定の取消し等)
いればならない。	体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国 3	2 (略)	第十三条 (略)	(国等の援助等)	2 (略)	り消すことができる。	件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その	第七条 国土交通大臣は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げ	(認定の取消し等)

、同様とする。	4 (略) 3 観光庁長官は、第一項の規定による指定をしようとするときは、あ2 (略)	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	。)を講ずるよう努めなければならない。	改正案
も、同様とする。	4 (略)	る。 (情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができるものを情報提供促進措置を講ずべき区間として指定することができ路について、外国人観光旅客が利用する区間又は外国人観光旅客の利用のによる情報の提供の促進を図ることが特に必要であると認めるときは第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航第二十条 国土交通大臣は、公共交通事業者等の事業に係る路線又は航	う。)を講ずるよう努めなければならない。 る情報の提供を促進するための措置(以下「情報提供促進措置」とい公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等によ公共交通機関を円滑に利用するために必要と認められる外国語等による情報の提供の促進) (外国語等による情報の提供の促進)	現

情 報 提 供 促 進 措 置 \mathcal{O} 実 施 に 係 る 勧 告

第 る情 ことが 一 十 二 業者等に対 報提供促進 できる。 観 光片 措 長官 置 当 を実 該 は、 情 施 報 してい 提 供 共 交通 促 進 な いと認 措 事 業者 置 を実 8 等 施 るときは が すべきことを勧告する 前 条 第 当該 項 の規 公共交通 **沈定によ**

2 旨を公表することができる。 告を受けた者が正 観光庁長官は、 当 前 な 項 理 \mathcal{O} 由 規 定に なくそ ょ 0) る 勧 勧 告 告 に をした場合に 従 わ なか 0 たときは、 お ** \ て、 当該勧 その

2

地 域 限定 通訳案 内 士 験

第 (略)

光庁! る地 画 域限定通訳案内士 ついて第四条第 限定通訳案内 次条から第三十三条まで及び第三十六条第一 定める基準 士 試 項 . 験 の 0 験 規定により は、 実 施 都 これを行う。 に関する事 道 府 玉 県 土交通大臣 知 事 ず項を含れ が、 当 項 が む 該 0 同 外 都 意し 規 客 道 来訪 定 府 た場合 並 県 び 促 に に 進 お 計 観 12 け 2

通 訳 案内 士 法 \mathcal{O} 準 用

長

官

0)

・基づ

き、

第

客の 規 項中 一項の 一十六条 これらの規定中 定は 来訪 外客来訪 分下単に 指定試 二条第 規定は地 第十四条第 通 通 地 通訳案 訳案内 訳 域 \hat{O} 案内 促進 験 機 域 試 整 項 | 関につ 吸限定通 験事 備等 中 士 士として」 法 内 項及 士法 試験委員」 観 とい 務_ 光庁 試 \mathcal{O} 訳案内士試 験 1 び 第 促 とい . う。 進に 第二 事 七 長 て、 とあ 官」 務 条、 . う。 とあるの それ 項、 よる国 0 とある 第二 る 開 第 <u></u>の 第十五 ぞれ 験に 0) 始 九 十八条第 は 際 前 条 は 開 観 0 準 っい 並 とあ 地域限 条第三 始 光 は 用 び 地地 する。 て、 に第 前 0 都 振興に 域限 るの 同法第· 項 と、 定 項に規定する試験 道 この場合におい 定 通 は 府 並 Ŧī. 同法第 条第 通 訳 関 県 び に第十 訳案内 案 する法律 外 知 十二条、 内士として 玉 事」と、 十三 人観光旅 項及び第 . 士 試 -六条の 一条第 第十 以 同 事 て

> 提 供 促 進 措 置 0 実 施 に 係 る 勧 告

第 通 よる情報 ることが 一十二条 事業者等に できる。 提 供 玉 対 促 土 進 L 交 措 通 大臣 当 置 皇を実施、 該 は 情 報 提供促 していな 公 共 交通事業者 進 いと認 措 置を実 8 等 施 るときは が すべきことを勧告 前 条 第 当 項 0 該 規 公 %定に 共 交 す

勧告を受けた者が正 \mathcal{O} 旨を公表することができる 国土交通大臣 は、 当な 前 項 理 0) 由 規 「なくそ 定 による勧 0) 勧 告に 告 をした場合にお 従 わな かったときは、 1 て、 当 そ 該

地 域 限 定 通 訳 案 内 士 試

十六 条 略

る地域 限 画について第四条第三項 土交通大 り、 域 限定通訳案内 限 次条から 色の 定通 **心訳案内** 定める基準に 第三十三条まで及び 士 士 試 試 \mathcal{O} 験 験 基 規 \mathcal{O} は 実施 づ 定により国 き、 都 に関する事項 道 これを行う。 第三十六条第 府 県 1土交通-知 事 が を含むる 大臣が同意した場 当 該 項 外 0 都 規定 客 道 来訪 府 県に 並 促 合 進 お 計 玉 け

通 訳 案内 士 法 \mathcal{O} 準 用

第 規定は 二項の 三条、 旅 同 一十六条 下 務 客の来訪地 法第十二条第 これらの 項 中 外 以 指定試 第十四 規 客来訪 定は 下 規定中 通訳案: -単に 通 通 験機 訳案内士試験委員」とあるの 訳案内士として」とあ 域 条 地 第 促 0 域 関につ 内士 試 項 進 整 限定通訳案内士試験について、 験事 中 国土交通大臣 法 備 項及び第二項、 法第 等 試 ーという。 務 \mathcal{O} 1 て、 七条、 」という。 促 験 事 進による国際 それぞれ準用 務 の開 第 」とある 第二十八条第 第十五 九条 る) の 開 始 0) は 前 並 立びに第一 0 条第三項並びに第十 は 観 地地 」とあるの がする。 始 光の振興に関 は 地地 域限 前 都 同 域限 + この場合におい と 項に規定する試 -五条第 法第十二 定 道 定 は 府 通訳案内士と 同法第十三 県知事」 通訳案内士 「外国人観 する法律 項 交 - 六条の と 第十 び 験 条 光 7

訪促進法 委員」と、 (外客来訪促進法」と読み替えるものとする。 同条第四項中 「この法 律(この法律」とあるの は 「外客来

2 • 3 (略)

いて準用する。この場合において、 長官」とあるのは、 通訳案内士法第三十五条の規定は、 「都道府県知事」と読み替えるものとする。 同条第一項及び第三項中「観光庁 地域限定通訳案内士の団体につ 4

(関係者の協力)

第四十条 交通 の接遇の向上に関し る創意工夫を生かした観光の振興に関する活動 るため、 団体及び関係事業者は、 宿泊その他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他 外客来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、 国土交通大臣、 相互に連携を図りながら協力しなければならな 外国人観光旅客の来訪地 観光庁長官、 機構、 関係 の促進、 |域の整備等を促進す 地方公共団体、 国内における 地域におけ 関係

権限の委任

第四十 任することができる。 国土交通省令で定めるところにより、 一条 この法律に規定する国土交通大臣及び観光庁 その一部を地方運輸局長に委 長官の権限は

> 験委員」と、 来訪促進法 (外客来訪促 同条第四 項中「この法 進 法」と読み替えるものとする。 律 (この法律」とあるの

> > は

外客

2 • 3 略

通大臣」とあるのは、 いて準用する。この場合において、 通訳案内士法第三十五条の規定は、 「都道府県知事」と読み替えるものとする。 同条第一項及び第三項中 地 域 限 定 通訳案内士の 団体に 国土交

関係者の協力

第

R四十条 生かした観光の振興に関する活動 に \mathcal{O} 来訪促進地域の整備及び海外における宣伝、 事業者は、 関し 他の旅行に要する費用の低廉化並びに通訳案内その他の接遇の 相互に 国土交通大臣、 外国人観光旅客の来訪地 連携を図りながら協力しなければならない。 機構、 関 の促 係 域の整備等を促進するため、 地 進、 方公共団 国内における交通 地域における創意工夫を 体、 関係団体及び関 宿泊そ 外客 向 Ŀ 係

権限の委任

第 四十一条 きる。 で定めるところにより、 この法律に規定する国土交通大臣 その一部を地方運輸局長に委任することがで 山の権限 は、 国土交通省令

ì	
,	改
į	
,	
	正

案

第四 院規則、 会規則 会規則、 信技術利 提出及び による届 営利活動 あるのは、 の規定による交付について行政手続等における情報通信の る申請、 第二十五条第三項の規定による申請、 条第二項 条第五項において準用する場合を含む。 同条中 た場合 .関する法律 規定による縦 Ħ. 应 を除 通 の 二 出 用 第三十四条第三項の規定による申請並びに第四 同条第二項の規定による閲覧、 五. 信 公安審查委員会規則 公正取引委員会規則 「当該手続等について規定する法令 (任期満 (第三十九条第二項において準用する場合を含む。 技術 法」という。 人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、 項及び第三十四条第 「内閣府令(特定非営利活動促進法第九条第二 第二十三条第 (平成十四年法律第百五十一)を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」と 覧、 第十条第 了と同 闬 法 0)第十二条の規定を適用する場合に 時 適 に再任された場合を除 項 用 項の規定による届 の規定による申請 中央労働委員会規則及び運輸安全委員 国家公安委員会規則 五項におい 項 (第二十五条第五項及び第三十四)の規定による通 第三十一条第二 一十九条第一 号。 て準用する場合を含 (会計検査院規 次項において「情報」 出 及び同条第二項 रैं (役員が新たに就)に限 項の規定による 公 害等 十三条第四 項の規定によ 項の特定非 知、 技 徐の利用 る。 調 鴚 お の規 第十三 整 都道 委員 人事 ては 通 項 任 定 第 匹

2 労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。 規定を適用する場合におい 前条第三項の規定による閲覧に (会規則) (会計検査院規則 公害等調整委員会規則、 ては、 人事院規則 つい 同条中 て情報通 公安審查委員会規 公正取引委員会規 「当該手続等につい 信)を所管する内閣府 技 術利用 法第十二条 鴚 魺 て規定 国家 中 央

県の条例

)」とする

2

(情報通信技術利用法の適用

現

行

会規則、 院規則、 る申請、 十五 定非営利 」とあるのは 委員会規則を除く。 信技術利用法」という。 に関する法律 の規定による交付について行政手続等における情報通信の技 提出及び同条第二項の規定による閲覧、 第二十五条第三項の規定による申請、 した場合 による届 条第二項 条第五項において準用する場合を含む。 同条中 規定による縦覧、 条第五項及び第三十四条第五項 府県の条例 兀 活動法 出 の 二 公安審查委員会規則 第三十四条第三項の規定による申請並びに第四 公正取引委員会規則 「当該手続等について規定する法令 (任期満了と同 (第三十九条第二項において準用する場合を含む。 第二十三条第 (平成十四年法律第百五十一 第十 人以外の特定 「内閣府令 」とする。)を所管する内閣府又は -条 第 第十二条第)第十二条の 時に再任された場合を除 項 (特定非営利活動 項の規定による届 の規定による申請 非営利活動法人に係る場合にあっては、 中央労働委員会規則及び 国家公安委員会規則 において準用する場合を含 (第二十五条第五項及び第三十四 規定を適用する場合に 第二十九条第一 第三十一条第二 号。 の規定による通 促進法第九条第二 各省の内閣府令又は省令 (会計検査院規 次項におい 出 (役員が新たに就任 同)に限 条第二 項 公)船員中 1害等調 十三条第四 項 の規定による て「情報 知、 の規定によ る。 項 お 術 の規定 第十三 -央労働 項 の利 整 ては 一委員 事 用 項 通

労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。 公安委員 する法令 規定を適用する場合においては、 前条第三項の規定による閲覧につ (会規則) (会計検査院規則 公 害等調整委員会規 人事院 同条中 規則、 V が則、 て情 報通 公安審查委員会規 公正取引委員会規 「当該手続等につい 信 技術利用)を所管する内 法第 則 て規定 + 中 玉 家 央

る。 又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「都道府県の条例」とす

関する法律 、民間事業者等が行う :の適用 書 面 の保存等に におけ る情 報通 信 0) 技 術 0 利 用 に

第四 九号) 会規則、 置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項 定非営利活動法人に係る場合にあっては、 管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるの について規定する法令(会計検査院規則、 おける情報通 定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等に 定による作成及び備置き、 会規則、 、特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特 一十四条の三 第九条の規定を適用する場合においては、 中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所 国家公安委員会規則 信の技術の利用に関する法律 第十四 一条に 第二十八条第一 お いて準用する民法第五十一 公害等調整委員会規則、 都道府県の条例) 項の規定による作 人事院規則、 (平成十六年法律第百四 同条中 は、 条第 公正取引委員 公安審査委員 「当該保存等 」とする 内閣府令 及び備 項 の規 \mathcal{O} +規 第四

とする。

閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるの

は、

都道府県

0

条例」

関する法律 民間事業者等が行う \mathcal{O} 適用 書 面 の保存等に おけ る情 報通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用

会規則、 会規則、 府令 の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、 を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるの について規定する法令 九号)第九条の規定を適用する場合においては、 おける情報通信の技術の利用に関する法律 定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等に 定による作成及び備 き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一 十四条の三 (特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外 中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除 国家公安委員会規則 第十 置 匝 一条にお き、 (会計検査院規則、 第二十八条第 いて準用 公害等調整委員会規 する民法第五十一 項の規定による作 人事院規則、 (平成十六年法律第百四十 都道府県の条例) 同条中 颠 公正取引委員 公安審查委員 「当該保存等 は、「内閣 第 成 ₹. 項 及び備 項 の規 \mathcal{O}

- 107 -

(リンタイン 開刊学 アーナー・ション イター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
改正案	現
(所掌事務)	(所掌事務)
第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を	第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務を
つかさどる。	つかさどる。
一~五 (略)	一~五 (略)
六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利	六 労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利
の保障に関すること。	の保障に関すること。
七 労働関係の調整に関すること。	七 労働関係の調整に関すること。
八~百十一 (略)	八~百十一 (略)
2 前項の規定にかかわらず、同項第四十一号、第四十三号から第四十	2 前項の規定にかかわらず、同項第六号、第七号、第四十一号、第四
五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三号から第五十五号	十三号から第四十五号まで、第四十八号から第五十号まで、第五十三
まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六十六号、第六十七	号から第五十五号まで、第五十八号、第五十九号、第六十二号、第六
号、第六十八号(育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進に係る	十六号、第六十七号、第六十八号(育児又は家族介護を行う労働者の
部分に限る。)、第七十二号及び第七十三号に掲げる事務のうち船員	福祉の増進に係る部分に限る。)、第七十二号及び第七十三号に掲げ
のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務としない。	る事務のうち船員のみに係るものについては、厚生労働省の所掌事務
	としない。

/	
í	1
Į	夕
=	ļ
糸人	元人
1.	与
4	_
l	7
`,	S
ŀ	±
幸	1
ì	ľ
ſ	Ē
0	7
土人	文化
1/	15.
1	ر' 1-
7 E	Ţ
l	7
Ē	
-	+
7	5
Ž.	5
えれる	う 去 非
之外 个	, る 共 # ~
ころれ イゴー	, S. 去 非 (P t
アイ イエ 月一	、る去聿(平戊」
これ名 イエ 月一日	、るま非(平戊十二
了,光介 一三 月一 卫左	、るま非 (平戊十七日
乙光子 乙三 月一 卫左 氵	、る去非 (平戊十二 干井
プジネイン 月一世名 光子	、る去事 (平戊十元 下去事
· 汽浴 イン 月 - 世名 汽 行 彦	、 る 去 聿 (平 戊 十 元 干 去 聿 휚
泛治省 (三 月一世名)治育宣言	,多去非(平戊十二年去非第百
泛治律 (1) 月一世生治律第三日	,名去非(平戊十二年去非第百石)
《沼爷(11 月- 12 名), 16 三 一	,名去非(平戊十二年去非第5五十)
(名파三糸舎 じは じる作幸 近作 6 拄谷 6 禾月 6 間 ころぎぞ 1 三 月 - 世名 著名 9 正三 一 三	,名去非(平成十四年去非第百五十一号
17. 汽肴 (11 月 - 世名 汽肴 9 日 11 - 一 号 /	,多去事(平成十四年去事第5五十一号)
5	3
で浴脊(1) 月一 卫左 浴 育 9 F 1 一 ・ 打 /	3

(傍線の部分は改正部分)

全
土
務
省
$\overline{\mathcal{L}}$
节
\smile

改

正

案

第十二条 働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。 それぞれ会計検査院規則、 中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る手続等については、 取引委員会、 各省の内閣府令又は省令とする。 委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。 委員会規則、 法令 安委員会規則、 (会計検査院規則、 この法律における主務省令は、 国家公安委員会、 公害等調整委員会規則、 公害等調整委員会規則、 人事院規則、 人事院規則、 公害等調整委員会、 ただし、 公安審查委員会規則、 公正取引委員会規 公安審查委員会規則、 公正取引委員会規則、 当該手続等につい 会計検査院、)を所管する内閣府又は 公安審査委員会、 人事院、 剿 7 中央労働 国家公安 規定する 中央労 国家公 公正

(主務省令)

現

行

第十二条 法令 央労働委員会規則又は 家公安委員会規則 公正取引委員会、 又は各省の内閣府令又は省令とする。 委員会規則、 委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。 それぞれ会計検査院規則、 中央労働委員会又は船員労働委員会の所管に係る手続等について (会計検査院規則、 この法律における主務省令は、 公害等調整委員会規則、 国家公安委員会、 公害等調整委員会規則、 船員中央労働委員会規則とする。 人事院規則、 人事院規則、 公害等調整委員会、 ただし、 公安審查委員会規則、 公正取引委員会規 当該手続等につ 公正取引委員会規則、 公安審查委員会規則、 会計検査院、)を所管する内閣府 公安審查委員 則 1 7 人事院、 規 中 国家公安 -央労働 定 する 中 玉

中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。	国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、	に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、	委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管	安委員会、公害等	又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)とす	労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。) を所管する内閣府	公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央	法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家	第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する	(主務省令)	改正案	
則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。	則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規	所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規	調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員労働委員会の	とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等	閣府又は各省の内閣府令(告示を含む。)又は省令(告示を含む。)	労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内	公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央	法律及び法律に基づく命令(人事院規則、公正取引委員会規則、国家	第四十八条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する	(主務省令)	現行	

○民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現
(主務省令)	(主務省令)
第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法	第九条 この法律における主務省令は、当該保存等について規定する法
令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委	令(会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委
員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委	員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委
員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。)を所管する内閣府又は各	員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又
省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公正取	は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、会計検査院、人事院、公
引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中	正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会
央労働委員会又は運輸安全委員会の所管する法令の規定に基づく保存	、中央労働委員会又は船員労働委員会の所管する法令の規定に基づく
等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員	保存等については、それぞれ会計検査院規則、人事院規則、公正取引
会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員	委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査
会規則、中央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。	委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする
	0

法律(平成十八年法律第五十号)(抄)○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

財団法人」に改める。 現 現 (航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正) 現中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三第百十三号)の一部を次のように改正する。 第十五条の二第一項中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三第百十三号)の一部を次のように改正する。

()
5	()競争の導	ĵ
4	争	+
(i	ノー首)
-	万人	•
ĺ	入こと	
	- 1	
,	3	
	よる公共サ	
-	八	•
	ì	
	Ė	
	ス	
(1))
-	次	
1	干了	
Ī	ず	
	f	
,	3	
ì	去油	
1	+	•
-	Ψ Ψ	
J	拔	
-	+	•
,	\ \	
3	干生	
1	上生	
1	第	,
-	ĥ	
-	スの数革に関する法律(平成十八年法律第五十一	•
_	号)	,
,	_	
1	· 沙	,
`	_	_

(傍線の部分は改正部分)

(主務省令)

改

正

案

第五十二条 則 閣府令又は省令とする。ただし、 則及び運輸安全委員会規則を除く。 員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、 公害等調整委員会、 法律及び法律に基づく命令 央労働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。 家公安委員会規則、 公害等調整委員会規則、 この法律における主務省令は、 公害等調整委員会規則、 公安審査委員会、 (公正取引委員会規則、 公安審查委員会規則、 公正取引委員会、)を所管する内閣府又は各省の内 中央労働委員会又は運輸安全委 当該事項について規定する 公安審查委員会規則、 中央労働委員会規国家公安委員会規 国家公安委員会、 中国

(主務省令)

現

行

第五十二条 規則 規則、 則及び船員中央労働委員会規則を除く。 則、 の内閣府令又は省令とする。 法律及び法律に基づく命令 央労働委員会の所管に係る事項については、 公害等調整委員会、公安審查委員会、 公害等調整委員会規則、 中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。 国家公安委員会規則、 この法律における主務省令は、 ただし、 (公正取引委員会規則、 公害等調整委員会規則、 公安審查委員会規則、 公正取引委員会、)を所管する内閣府又は各省 中央労働委員会又は船員中 当該事項につい それぞれ公正取引委員会 中央労働委員会規 国家公安委員会規 公安審查委員会 国家公安委員 、て規定、 する

/**
旭
制
特
○道州制特別区域
区
域
にお
け
る
広
域
打破
のの
推
進
に
吸における広域行政の推進に関する法律
うる
法
1#
(平成十八年法律第百-
成
+
八
年
法
第
百十
十
六号)
5
$\overline{}$
抄)
_

改	
正	
案	
現	
行	
11	

(傍線の部分は改正部分)

(主務省令)

第三十条 だし、 属する事務等については、それぞれ国家公安委員会規則、公害等調整働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る国の行政機関の長の権限に 委員会規則とする。 委員会規則、 省の内閣府令 員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。 員会規則、 する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令 国家公安委員会、 この法律における主務省令は、 公害等調整委員会規則、 公安審査委員会規則、 (告示を含む。 公害等調整委員会、公安審查委員会、中央労)又は省令(告示を含む。)とする。 公安審査委員会規則、 中央労働委員会規則又は)を所管する内閣府又は各 の 行 政機関の 長 中央労働委 (国家公安委 0 権限に属 運輸安全 た

(主務省令)

第三十条 船員中央労働委員会規則とする。 害等調整委員会規則、 の権限に属する事務等については、 央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る国の行政機関 は各省の内閣府令(告示を含む。 員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。)を所管する内閣府又 員会規則、 する事務等について規定する法律及び法律に基づく命令 ただし、 この法律における主務省令は、 国家公安委員会、 公害等調整委員会規則、 公安審查委員会規則、 公害等調整委員会、)又は省令(告示を含む。)とする それぞれ国家公安委員会規則、 公安審查委員会規則、 0) 中央労働委員会規則又は 行 政機関の 公安審查委員会、 長 (国家公安委 中 の権 -央労働委 限に属 の長 公 中

- 114 -